

(素案)

栃木市人権施策推進プラン第3期計画
(2024～2028年度)

2024年（令和6年）月

栃木市

はじめに

市長あいさつ文挿入

令和 年 月

栃木市長 大川秀子

～目次～

第1章	計画策定にあたって	
1	計画策定の背景	1
2	計画策定の趣旨	3
3	計画の基本的な考え方	4
4	計画の性格	6
5	計画の期間	7
第2章	市民意識の現状	
1	人権に関する市民意識調査（令和4年9月）の結果	9
2	栃木市人権施策推進プラン第2期計画の進捗状況（令和元～4年度）	22
第3章	分野別人権施策の推進	
1	男女の人権	34
2	子どもの人権	39
3	高齢者の人権	43
4	障がいのある人の人権	46
5	部落差別（同和問題）	49
6	外国人の人権	52
7	インターネットによる人権問題	55
8	多様な性にかかわる人権	57
9	働く人の人権	59
10	災害に伴う人権問題	62
11	感染症にかかわる人権問題	64
12	犯罪被害者とその家族の人権	66
13	刑を終えて出所した人の人権	68
14	ホームレス等生活困窮者にかかわる人権	70
15	アイヌの人々の人権	72
16	北朝鮮による拉致問題	74
17	その他の人権問題	75
第4章	計画の推進	
1	計画の推進体制	77
2	あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進	79
3	人権に係る特定職業従事者に対する人権教育・啓発の推進	82
4	計画のフォローアップ	83

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景

(1) 国際社会及び国の動き

国連は、昭和23（1948）年、「世界人権宣言」において、「基本的人権の承認は、世界における自由、正義及び平和の基礎であり、理性と良心によってささえられる。」ことを明らかにし、人権委員会を中心に、「人種差別撤廃条約」をはじめ、多くの人権に関する国際条約を採択するとともに、国際社会に共通の取組を求め、その定着化に努めてきました。

国連は、近年の地球温暖化による異常気象、豪雨、洪水、干ばつが地球規模で発生し、多くの生命や財産が失われている状況から、平成27（2015）年9月に「持続可能な開発目標（SDGs）」を採択しました。この中では、人や国の不平等の是正といった人権に大きく関わるものを含めた17の目標と169のターゲットを令和12（2030）年までに達成し、平和に暮らせる持続可能な世界、「誰一人取り残さない」社会を目指しています。

我が国では、昭和22（1947）年に施行された基本的人権の尊重を柱の1つとする日本国憲法のもと、人権に関する法律の制定や諸制度の整備、人権に関する諸条約の批准など、国際的な潮流を踏まえた人権に関する諸施策の推進を図ってきました。平成12（2000）年の「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（以下「人権教育・啓発推進法」という。）」施行を受けて、平成14（2002）年に「人権教育・啓発に関する基本計画」が制定され、国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会を提供し、効果的な手法により、総合的かつ効果的な推進を図ることしました。さらに、平成23（2011）年の閣議決定を受け、北朝鮮当局による拉致問題等についての取組を加えました。

平成25（2013）年には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、「障害者差別解消法」という。）」が制定され、平成28（2016）年に施行、同年、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（以下、「ヘイトスピーチ解消法」という。）」、「部落差別の解消の推進に関する法律（以下「部落差別解消推進法」という。）」が施行されました。

しかし、その一方で、令和2（2020）年に始まった新型コロナウイルス感染症の流行は、人と人との交流する機会を制限し、私たちの社会生活を一変させただけでなく、感染した方やそのご家族・関係者、医療従事者の方々に対する差別や偏見、SNS上での誹謗中傷などが多

数見られました。

さらに、令和4（2022）年2月に始まったロシアのウクライナ侵攻が長期化の様相を見せる中、令和5（2023）年5月には、広島でG7サミットが開催され、核兵器のない世界の実現、平和を追求する人々への支援等が再確認されました。

（2）栃木県の動き

栃木県では、平成13（2001）年3月に県民一人ひとりの基本的人権を尊重し、明るく幸せな社会づくりを目指す「栃木県人権教育・啓発推進行動計画」を策定しました。この計画は、人権教育・啓発推進法の規定に基づく県計画として、また「栃木県総合計画（とちぎ21世紀プラン）」の部門計画と位置づけています。

平成15（2003）年に「栃木県人権尊重の社会づくり条例」を制定し、すべての県民の人権が尊重され、人権の共存が図られる人権尊重の社会づくりにたゆまぬ努力を傾けていくこととしました。この条例では、人権尊重の社会づくりに関する基本理念や県及び県民の責務を明らかにするとともに、人権施策の推進に当たって、県としての人権施策の基本方針を定めることとしており、その実現に向けて、平成17（2005）年3月に「栃木県人権尊重の社会づくりに関する施策の基本方針」を策定し、平成18（2006）年3月に、この基本方針の規定に基づき、「人権教育及び人権啓発」並びに「相談・支援」に関する基本的な取組の方向を明らかにした「栃木県人権施策推進基本計画」を策定しました。

平成28（2016）年には、「栃木県人権施策推進基本計画（改訂版）」を引き継ぎ、その成果と課題を踏まえた「栃木県人権施策推進基本計画（2016～2025）」を策定しました。ここでは、複雑・多様化する人権問題に対応し、不当な差別や虐待などの人権侵害が行われることなく、一人ひとりの人権が尊重される平和で豊かな社会を実現することを目指しています。

さらに、令和3（2021）年9月に、令和2（2020）年度に実施した「人権に関する県民意識調査」の結果を踏まえ、「新型コロナウイルス感染症に関連した人権問題」及び「働く人の人権問題」を追加した「栃木県人権施策推進基本計画（2016～2025）増補版」を策定し、人権施策の推進を図っています。

2 計画策定の趣旨

本市は、平成22（2010）年3月29日に当時の栃木市・大平町・藤岡町・都賀町の1市3町が合併し、翌年10月に西方町、平成26（2014）年4月に岩舟町と合併し、現在に至っています。

新たな市として、平成24（2012）年に市自治の最高規範である「栃木市自治基本条例」を制定し、その基本原則の第1番目に「人権尊重の原則」を掲げ、人権尊重の社会づくりを目指すこととしました。これを受けて、平成26（2014）年3月に総合的な人権施策に関する5年間の計画として、「栃木市人権施策推進プラン」を策定しました。

その後、平成31（2019）年3月に前期プランを引継ぎまして「栃木市人権施策推進プラン第2期計画」を策定しました。さらに、この計画が、令和5（2023）年度をもって推進期間を終了することから、その成果と令和4（2022）年に実施した「栃木市人権問題に関する市民意識調査（以下、「市民意識調査」という。）における現状と課題を踏まえまして「栃木市人権施策推進プラン第3期計画」を策定するものです。この計画の推進にあたっては、人権施策に対する諮問機関としての「栃木市人権施策推進審議会」、庁内組織としての「栃木市人権施策推進本部」において、毎年進捗管理を行い、私たちがとりまく社会情勢の変化に柔軟に対応していくこととしています。

3 計画の基本的な考え方

(1) 計画の基本理念

人権とは、誰もが生まれながらにして持っている「人間らしく、自分らしく生きる」ための権利です。自分も自分以外の人も、すべての人が幸せに暮らしていくためには、自分の権利と同じように、他の人の権利を認めて、尊重し合うことが大切です。

栃木市では、次の基本理念に掲げて、すべての人の人権が尊重され、誰もが自分らしく生きることができる社会の実現を目指します。

『こころ和み、みんな笑顔のあったか“とちぎ”』

目指す姿

市民一人ひとりがお互いを認め合い、
個性と能力を十分に発揮することができる栃木市

人と人が支え合い、心豊かに暮らすことが
できる栃木市

多様性が尊重され、だれもが自分らしく
生きることができる栃木市

(2) 施策の体系

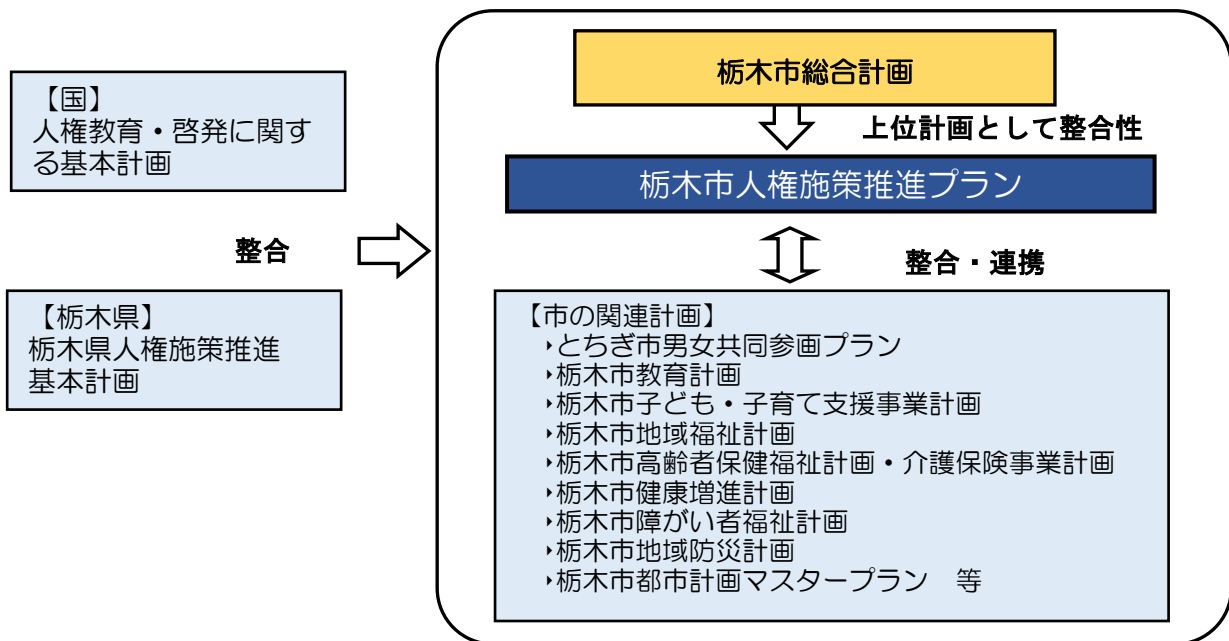
基本理念の実現のため、人権に対する分野別施策を推進していきます。

分 野	施策の方向
1.男女の人権	①人権尊重とジェンダー平等の教育・啓発の推進 ②女性活躍と多様な生き方への支援 ③性と生(命)の尊重
2.子どもの人権	①子どもの人権を尊重する教育・啓発の推進 ②いじめや不登校等の問題に対する取組 ③児童虐待防止対策の充実 ④健やかな成長への取組
3.高齢者の人権	①高齢者の人権を尊重する教育・啓発の推進 ②認知症高齢者の尊厳の確保 ③高齢者の自立支援と生きがいつくりの推進
4.障がいのある人の人権	①障がい特性及び障がい者に対する理解の促進 ②障がい者の人権の尊重と権利擁護の推進 ③就労支援と社会参加の促進
5.部落差別(同和問題)	①偏見や忌避意識の解消のための教育・啓発の推進 ②相談・支援体制の充実
6.外国人の人権	①多文化共生意識を育む教育・啓発の推進 ②外国人への支援
7.インターネットによる人権問題	①インターネットの適正な利用に関する教育・啓発の推進
8.多様な性にかかわる人権	①人権意識の推進と支援
9.働く人の人権	①職場における人権意識の推進と支援
10.災害に伴う人権問題	①人権尊重の視点に立った災害対応の推進
11.感染症にかかわる人権問題	①正しい理解と人権意識啓発の推進
12.犯罪被害者とその家族の人権	①人権意識啓発の推進と支援
13.刑を終えて出所した人の人権	①人権意識啓発の推進と支援
14.ホームレス等生活困窮者にかかわる人権	①人権意識啓発の推進と支援
15.アイヌの人々の人権	①人権意識啓発の推進
16.北朝鮮による拉致問題	①人権意識啓発の推進

4 計画の性格

- 本計画は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条に基づく計画です。
日本国憲法に定める基本的人権の考え方や、国の「基本計画」及び県の「栃木県人権施策推進基本計画」を踏まえて策定するものです。
- 本計画は、「栃木市自治基本条例」や「栃木市民憲章」の人権尊重の原則を踏まえるとともに、「栃木市総合計画」の分野別計画として整合性を図り、本市の人権教育・啓発の基本方針と施策の基本的な考え方を定め、人権尊重の社会を具現化するための計画です。
- 本計画は、市民意識調査、パブリックコメント及び栃木市人権施策推進審議会の諮問により、広く市民等に意見を聴取し策定するものです。

【計画の位置づけ】



【国連】

■ SDGs の17の目標

目標1(貧困)	あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ。
目標2(飢餓)	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する
目標3(保健)	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する。
目標4(教育)	すべての人々に包括的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する。
目標5(ジェンダー)	男女の平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る。
目標6(水・衛生)	すべての人々に水と衛生へのアクセスを確保する。
目標7(エネルギー)	手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する。
目標8(成長・雇用)	すべての人々のための包括的かつ持続可能な経済成長、雇用働きがいのある人間らしい仕事を推進する。
目標9(イノベーション)	強靱なインフラを整備し、持続可能な産業を推進するとともに、イノベーションの拡大を図る。
目標10(不平等)	国内及び国家間の不平等を是正する。
目標11(都市)	都市を包括的、安全、強靱かつ持続可能にする。
目標12(生産・消費)	持続可能な消費と生産のパターンを確保する。
目標13(気候変動)	気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る。
目標14(海洋資源)	海洋と海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。
目標15(陸上資源)	森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止及び逆転、並びに生物多様性損失の阻止を図る。
目標16(平和)	公正、平和かつ包括的な社会を推進する。
目標17(実施手段)	持続可能な開発に向けてグローバル・パートナーシップを活性化する。

5 計画の期間

本計画は、令和6（2024）年度から令和10（2028）年度までの5年間を計画期間とし、栃木市総合計画のもと、国・県の動向、社会情勢の変化や環境の変化及び施策の進捗状況に応じ、見直しを行います。

年度	令和											
	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
栃木市	栃木市総合計画 (2013～2022)				第2次栃木市総合計画 (2023～2032)							
	栃木市人権施策推進プラン 第2期計画 (2019～2023)				栃木市人権施策推進プラン 第3期計画 (2024～2028)				次期計画			
栃木県	栃木県人権施策推進基本計画 (2016～2025)					次期計画						

第2章 市民意識の現状

1 人権に関する市民意識調査(令和4年9月)の結果

※P21に報告書の見方を記載しています。

1) 人権全般について

日本国憲法で、基本的人権の尊重は三大原則の一つであり、自由権や社会権、法の下での平等などの基本的人権を、国民の権利として保障しています。

自由権には精神の自由、経済の自由、人身の自由などがあり、社会権には生存権や教育を受ける権利、勤労の権利などがあります。

●自分の人権

問1 あなたは、この5年間に、ご自分の人権を侵害されたと思ったことがありますか？

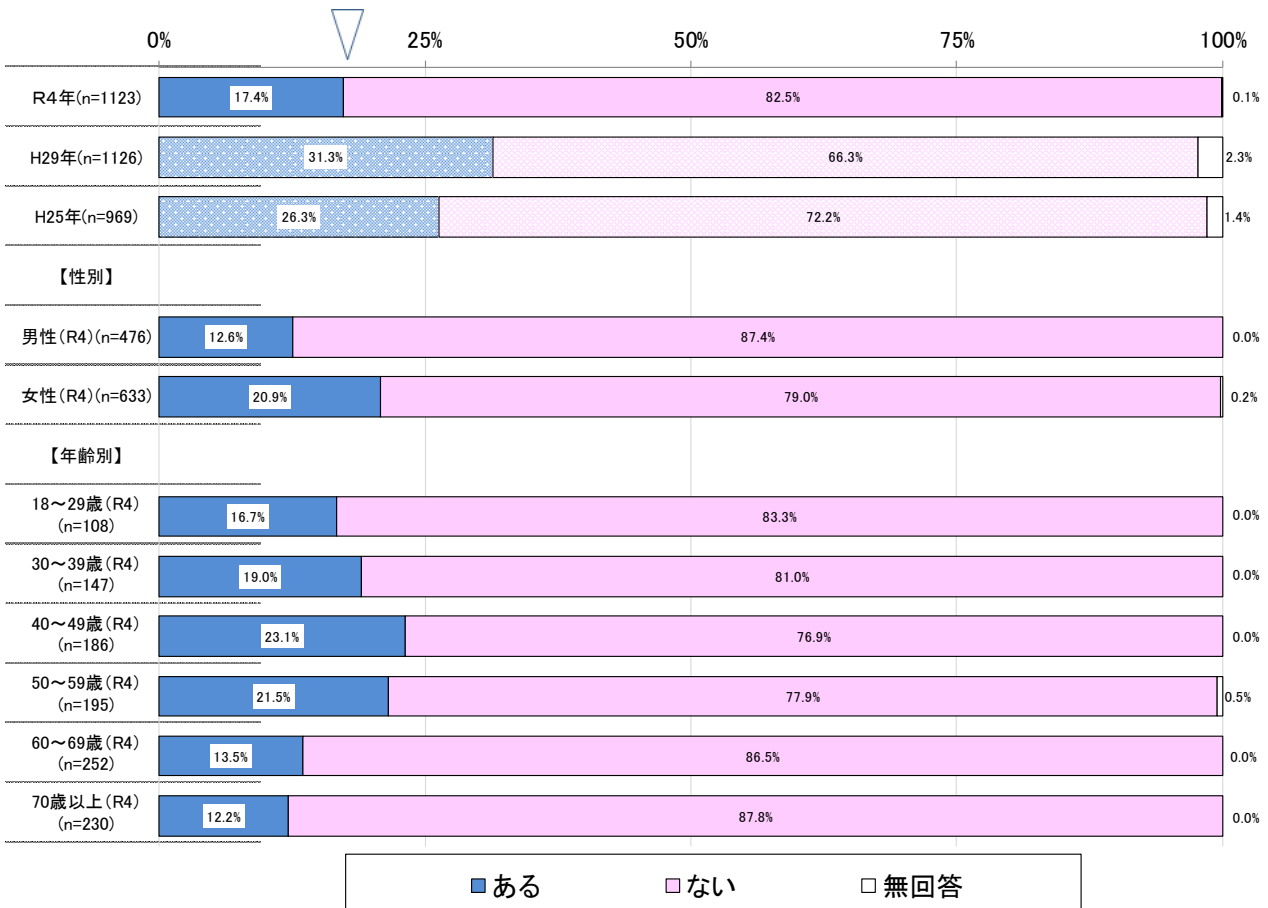
(該当する数字を記入 ひとつ)

「ある」は2割弱(17.4%)、「ない」は8割。

【時系列比較】※前回は、「今までに」、今回は「この5年間に」としたので、参考とする。

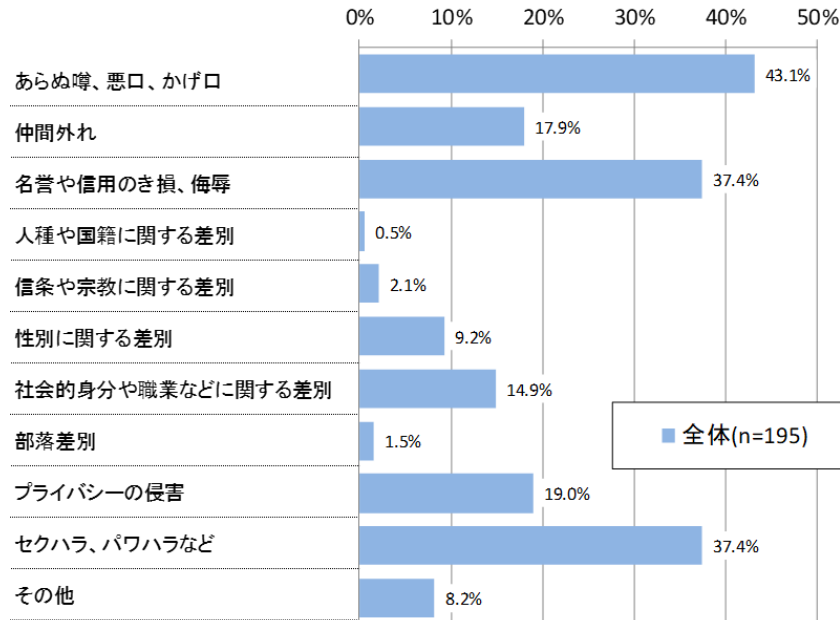
【性別比較】「ある」では、女性が8.3ポイント高い。

【年齢別比較】「40～49歳」「50～59歳」「30～39歳」の順に高い。



問1-3 それは、どのような内容でしたか？（該当する数字を記入 いくつでも）

「あらぬ噂、悪口、かげ口」「名誉や信用のき損、侮辱」「セクハラ、パワハラなど」が高い。



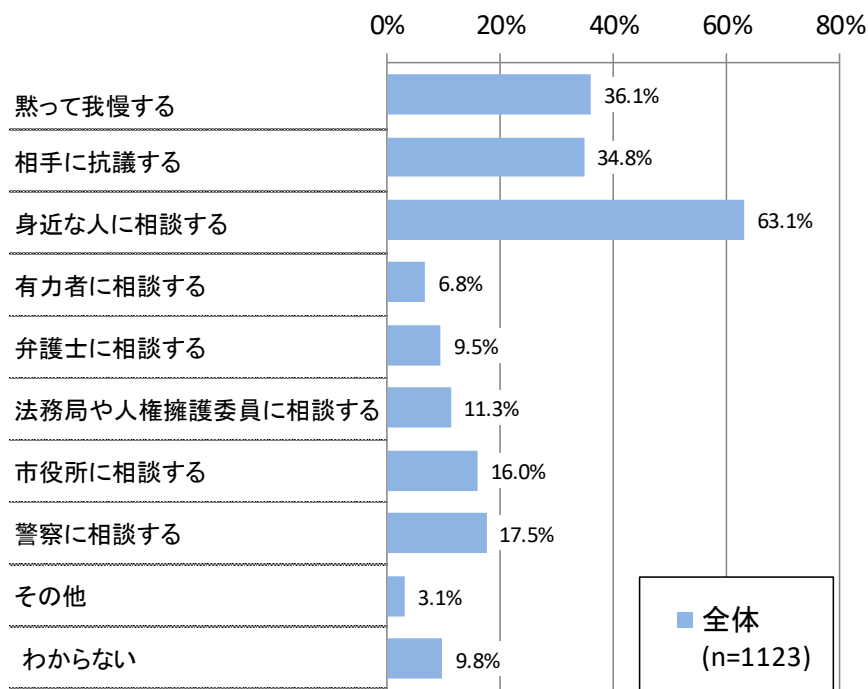
●人権侵害への対応

問2 あなたが、ご自分の人権を侵害された場合、どのような対応をしましたか？

または、しますか？

（該当する数字を記入 いくつでも）

「身近な人に相談する」「黙って我慢する」「相手に抗議する」の順に高い。



●日ごろの人権意識

問3 あなたは、日ごろ、他人の立場を尊重することなど、人権を意識して生活していますか？

(該当する数字を記入 ひとつ)

「いつも意識している」「ときどき意識している」は、8割弱（78.5%）である。

【時系列比較】

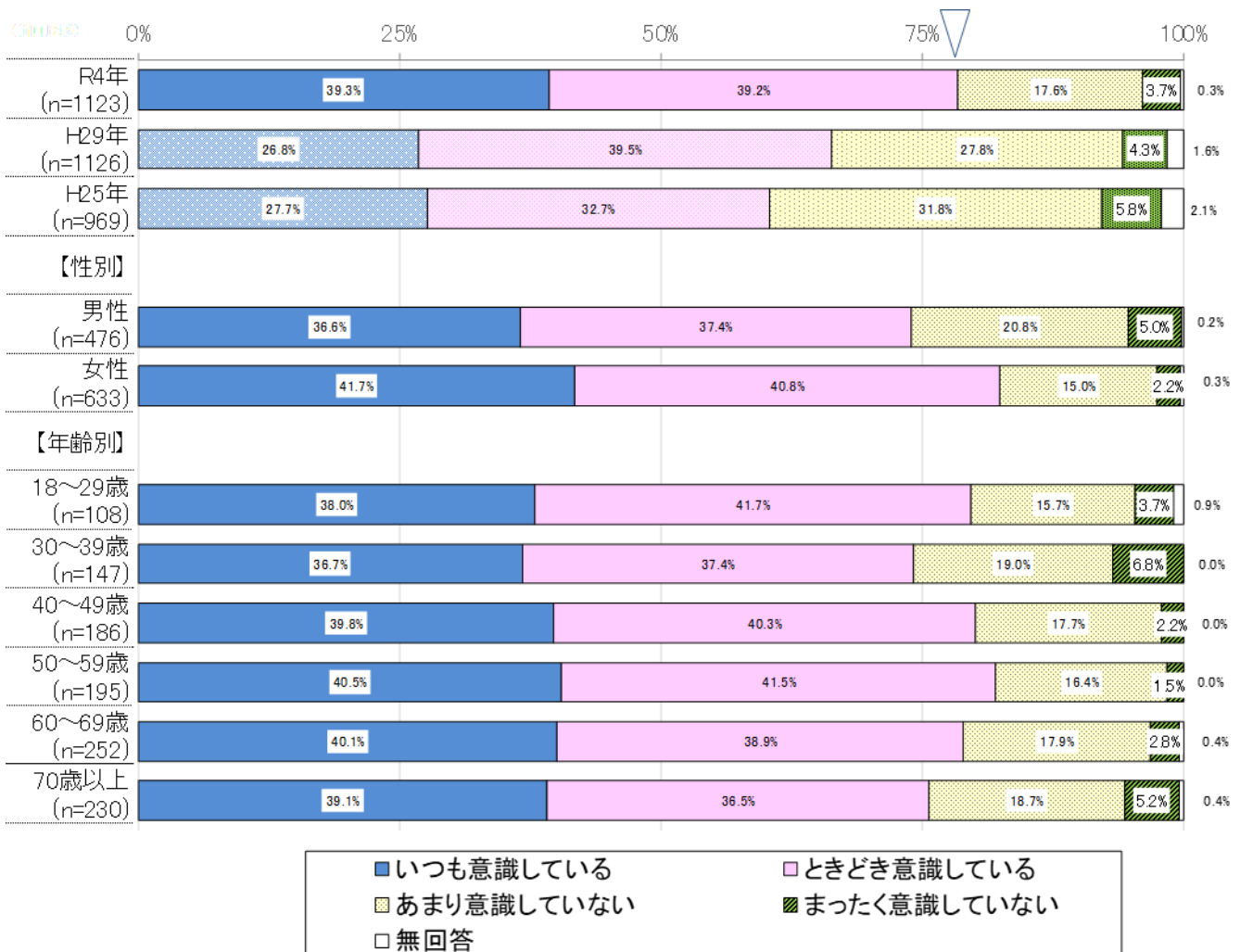
「いつも意識している」「ときどき意識している」（78.5%）は、H29年調査（66.3%）より12.2ポイント高い。H25年調査（60.4%）より18.1ポイント高い。

【性別比較】

「いつも意識している」「ときどき意識している」（男性74.0%、女性82.5%）は、女性が8.5ポイント高い。

【年齢別比較】

「いつも意識している」「ときどき意識している」は、「30～39歳」「70歳以上」が低い。



●他人の人権

問4 あなたは、この5年間に、他人の人権を侵害したことがあると思いますか？

(該当する数字を記入 ひとつ)

「ないと思う」は約7割、「自分では気づかなかったが、あるかもしれない」は3割弱である。
「あると思う」は、1.9%である。

【時系列比較】

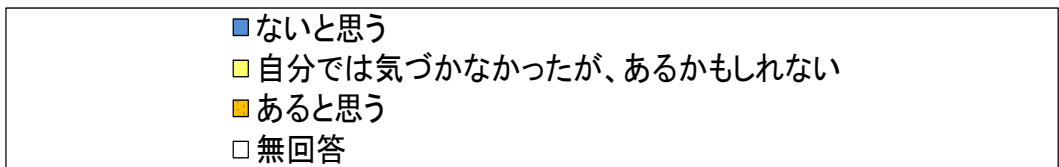
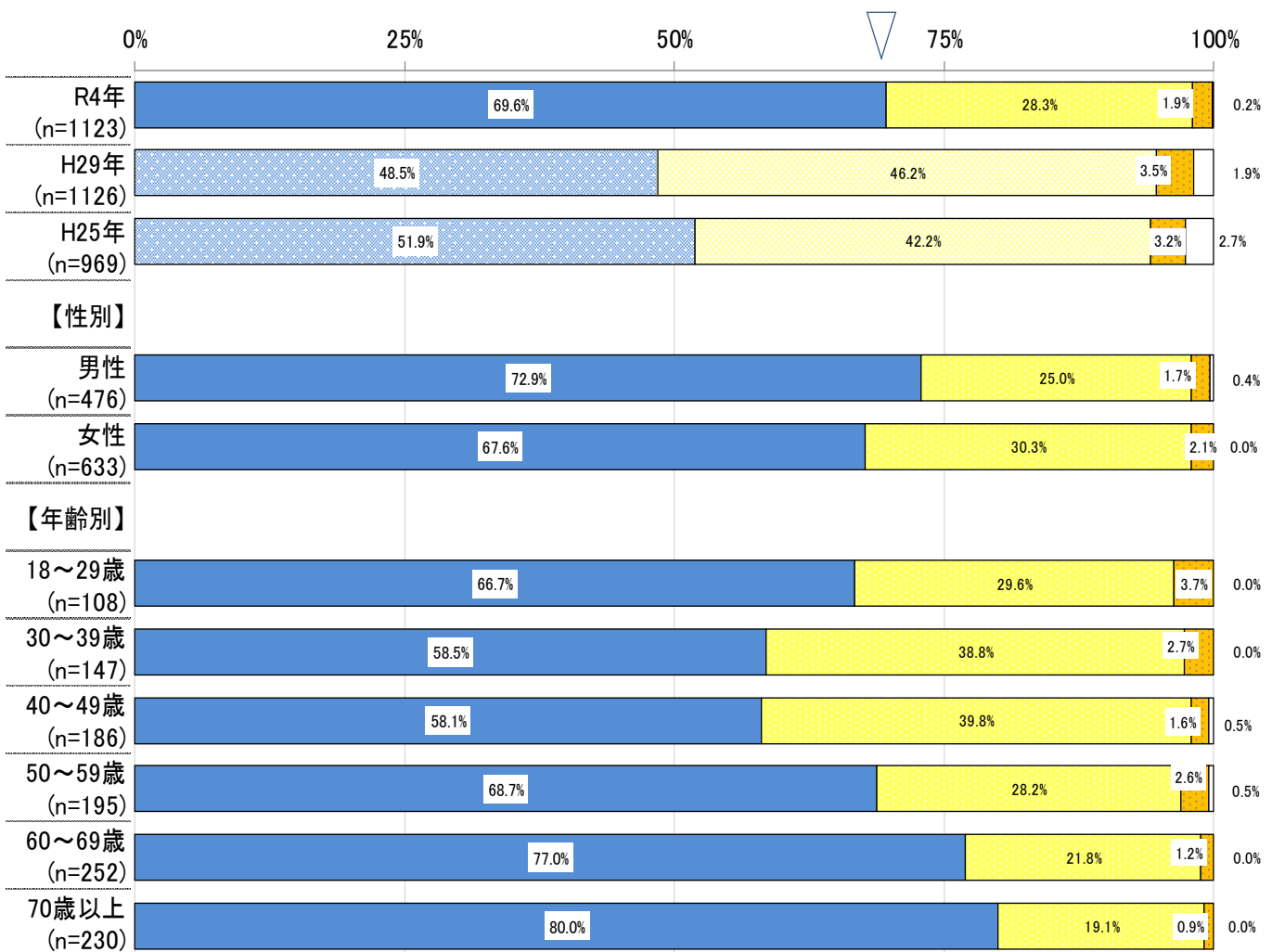
※前回は、「今までに」、今回は「この5年間に」としたので、参考とする。

【性別比較】

「ないと思う」は、男性が5.3ポイント高い。

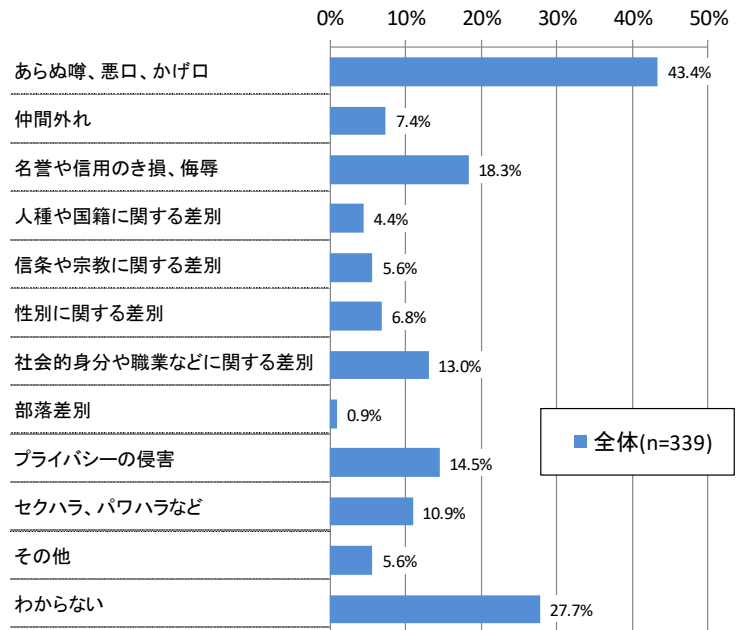
【年齢別比較】

「ないと思う」は、「70歳以上」「60～69歳」「50～59歳」の順に高い。



問4-3 それは、どのような内容でしたか？（該当する数字を記入 いくつでも）

「あらぬ噂、悪口、かげ口」が4割強（43.4%）、「名誉や信用のき損、侮辱」が2割弱（18.3%）で高い。



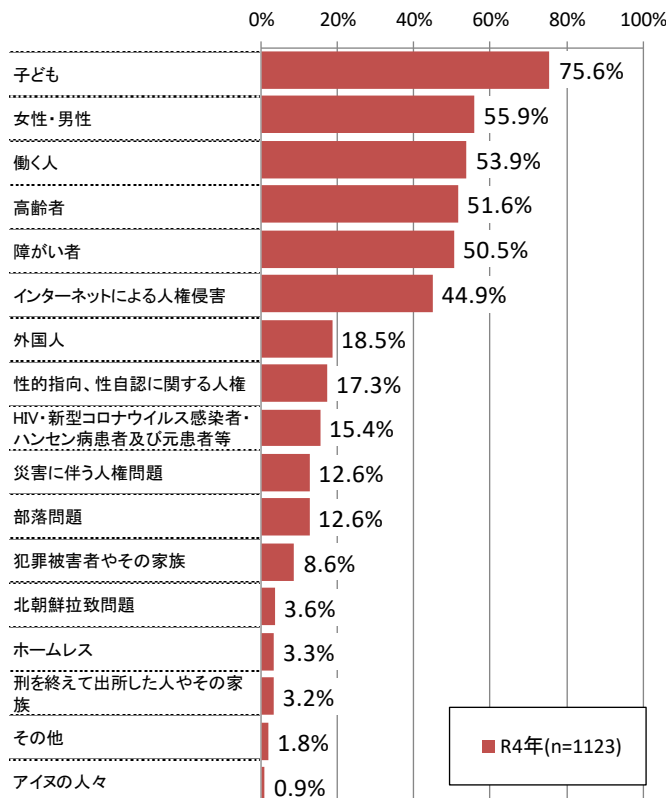
3) さまざまな人権問題について

●取り組むべき人権課題

問5 栃木市が取り組むべき人権課題として重要と思われるものを5つお選びください。

また、その理由もお書きください。

（該当する数字を記入 5つ）



「子ども」「女性・男性」「働く人」「高齢者」「障がい者」の順に高い。

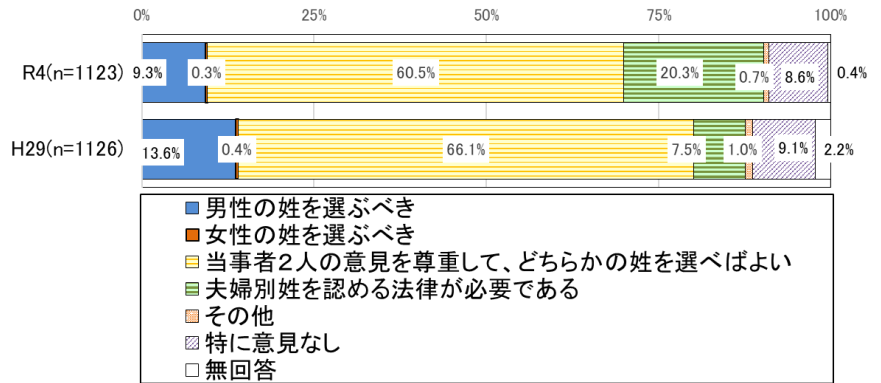
※降順

● 婚姻後の姓

問6 婚姻後の姓についてどう考えていますか？(該当する数字を記入 ひとつ)

【時系列比較】

「男性の姓を選ぶべき」が4.3ポイント、「当事者2人の意見を尊重して、どちらかの姓を選ばばよい」が5.6ポイント減り、「夫婦別姓を認める法律が必要である(選択的夫婦別姓制度を含む)」が、12.8ポイント増えている。



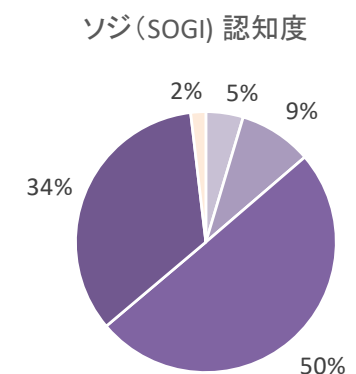
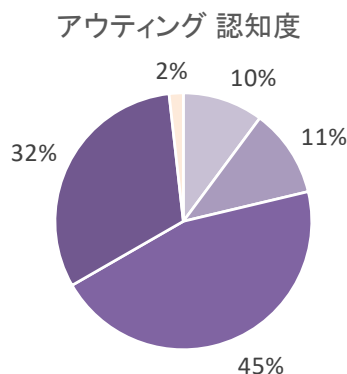
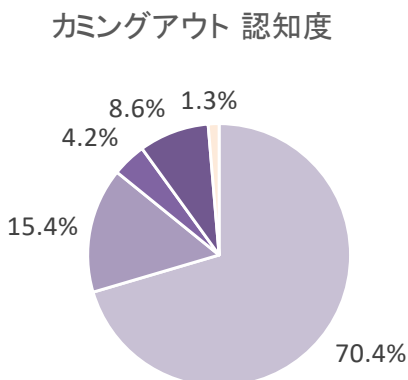
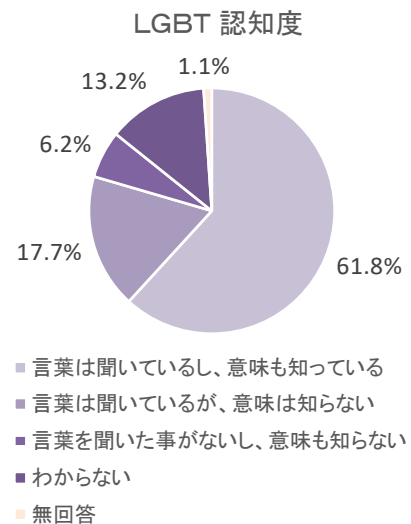
● 性的指向や性自認に関する認知

問7 あなたは、性的マイノリティに関する次の言葉について聞いたことがありますか。

また、それぞれの言葉の意味を知っていますか。(該当する数字を記入 ひとつ)

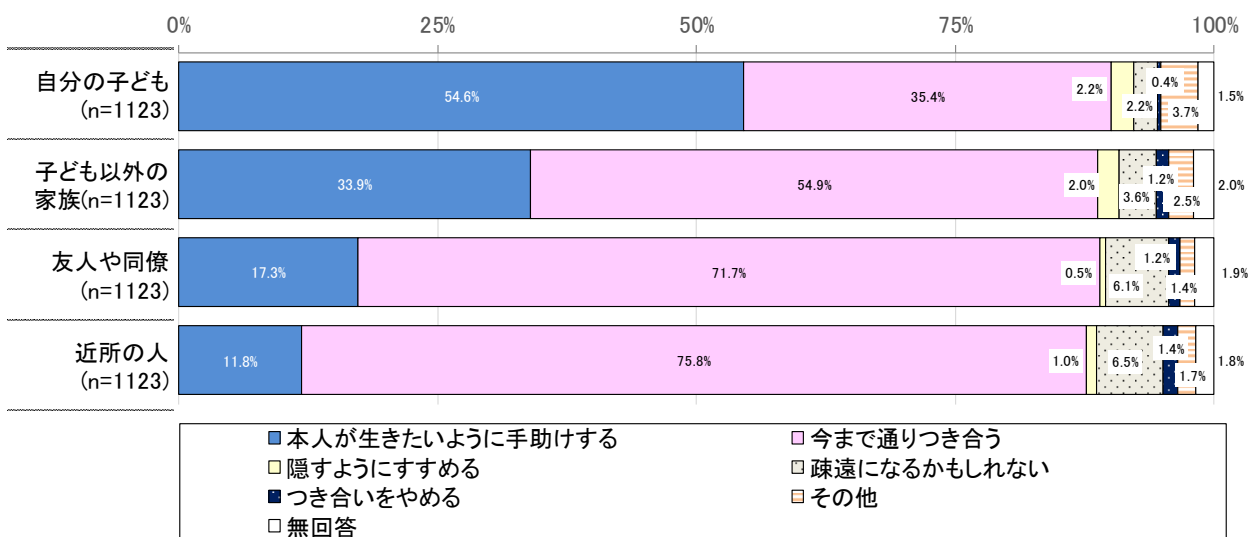
「LGBT」「カミングアウト」では、「言葉は知っているし、意味も知っている」が6割以上である。

「アウティング」「ソジ(SOGI)」では、「言葉を聞いた事がないし、意味も知らない」が約5割である。



問8 もし身近な人(家族、友人等)から性的マイノリティ(LGBT等の性的指向や性自認における少数者)であると告白されたらどうしますか？ (該当する数字を記入 ひとつ)

「本人が生きたいように手助けする」は、「自分の子ども」「子ども以外の家族」「友人や同僚」「近所の人」の順に減少し、「今まで通りつき合う」は、逆に増加する。



● 部落差別の認知

問9 あなたは、日本社会に「被差別部落」などと呼ばれ、差別を受けている地区があること、あるいは「部落問題」「部落差別」「同和問題」と言われることがあるのを知っていますか？

(該当する数字を記入 ひとつ)

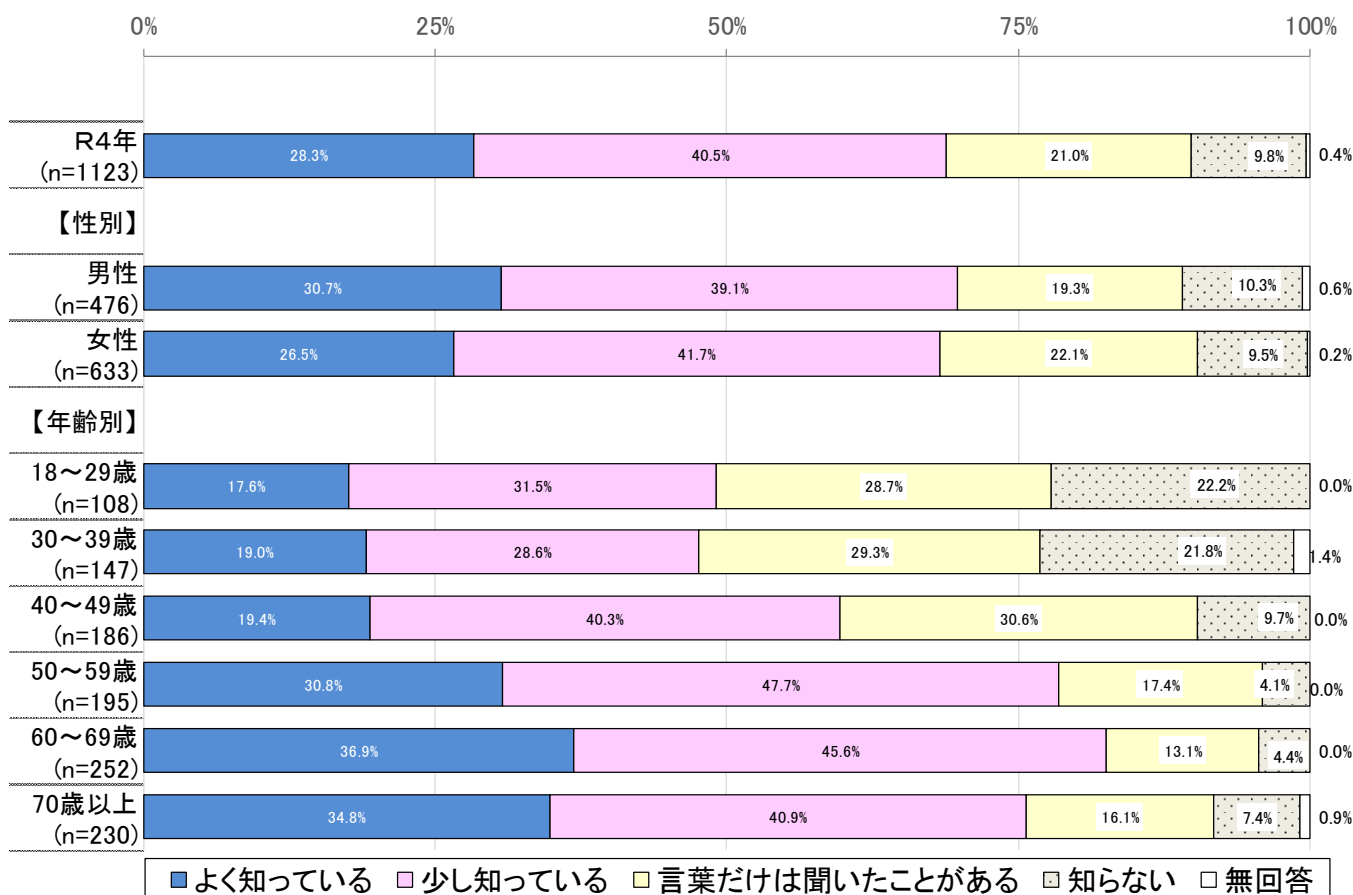
【性別比較】

「よく知っている」について、男性が4.2ポイント高いが、大差はない。

【年齢別比較】

「よく知っている、少し知っている、言葉だけは聞いたことがある」では、「50～59歳」(95.9%)、「60～69歳」(95.6%)、「70歳以上」(91.8%)、「40～49歳」(90.3%)で9割を超えている。

「18～29歳」「30～39歳」では、8割弱(77.8%、76.9%)である。



● 部落差別認知のきっかけ

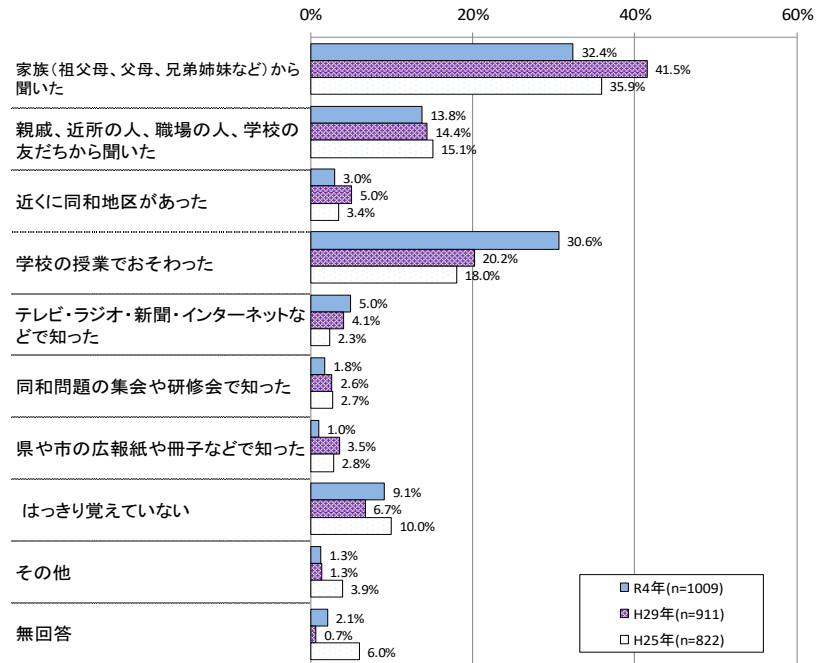
問9で「1. よく知っている」「2. 少し知っている」「3. 言葉だけは聞いたことがある」と答えた方

問9-3 あなたがはじめて部落差別(同和問題)の言葉を聞いた知ったきっかけは何からでしたか?
(該当する数字を記入 ひとつ)

「家族(祖父母、父母、兄弟姉妹など)から聞いた」「学校の授業でおそわった」が3割を超えている。

【時系列比較】

H25年、H29年とも、「家族(祖父母、父母、兄弟姉妹など)から聞いた」が高かったが、R4年では、「学校でおそわった」がそれぞれ12.6ポイント、10.4ポイント増えている。



● 被差別部落に対する抵抗感(近所の人)

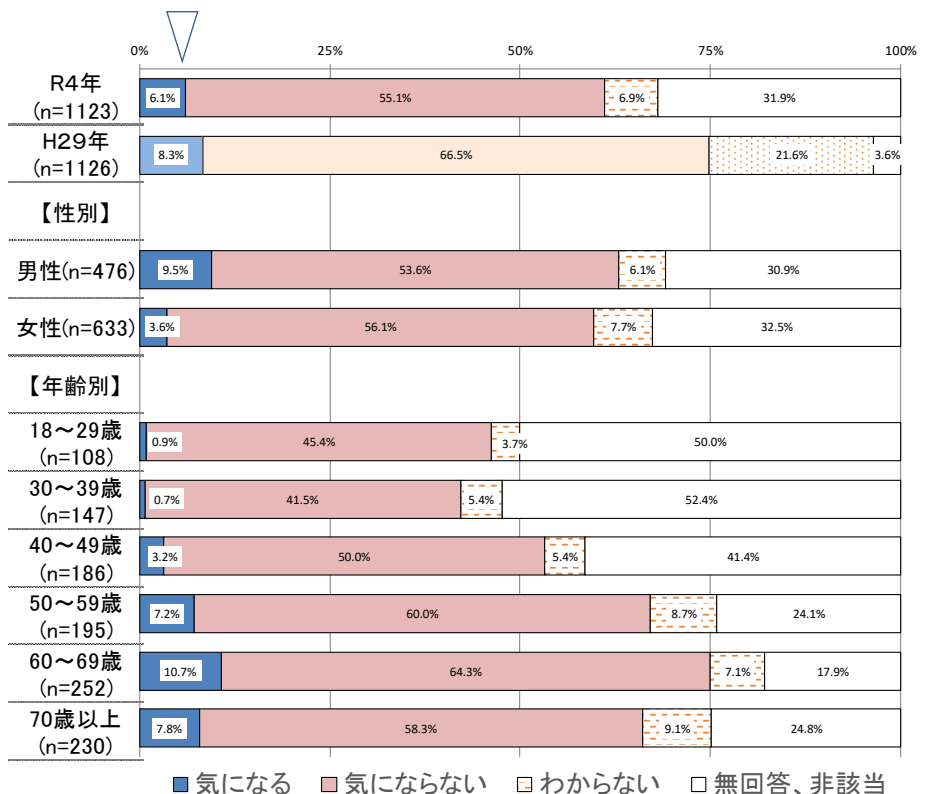
問9で「1. よく知っている」「2. 少し知っている」と答えた方

問10 あなたは、近所の方が、被差別部落(同和地区)の出身者であるか否か気になりますか?
(該当する数字を記入 ひとつ)

【時系列比較】※H25年、H29年は、全員対象としたため、R4年(n=回答者総数)とした。

【性別比較】「気になる」は、男性が5.9ポイント高い。

【年齢別比較】「気になる」は、「60~69歳」が高い。



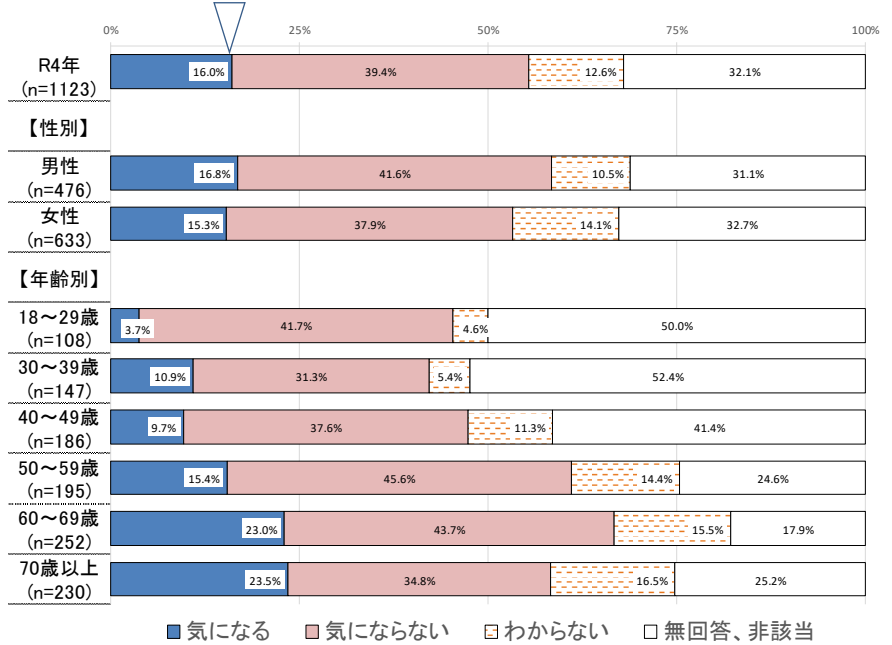
●被差別部落に対する抵抗感（交際相手や結婚相手）

問9で「1.よく知っている」「2.少し知っている」と答えた方

問10-2 仮に、あなたに交際相手や結婚相手がいるとして、被差別部落（同和地区）の出身者であるか否か気になりますか？（該当する数字を記入 ひとつ）

【時系列比較】※H25年、H29年は、全員対象としたため、R4年（n=回答者総数）とした。

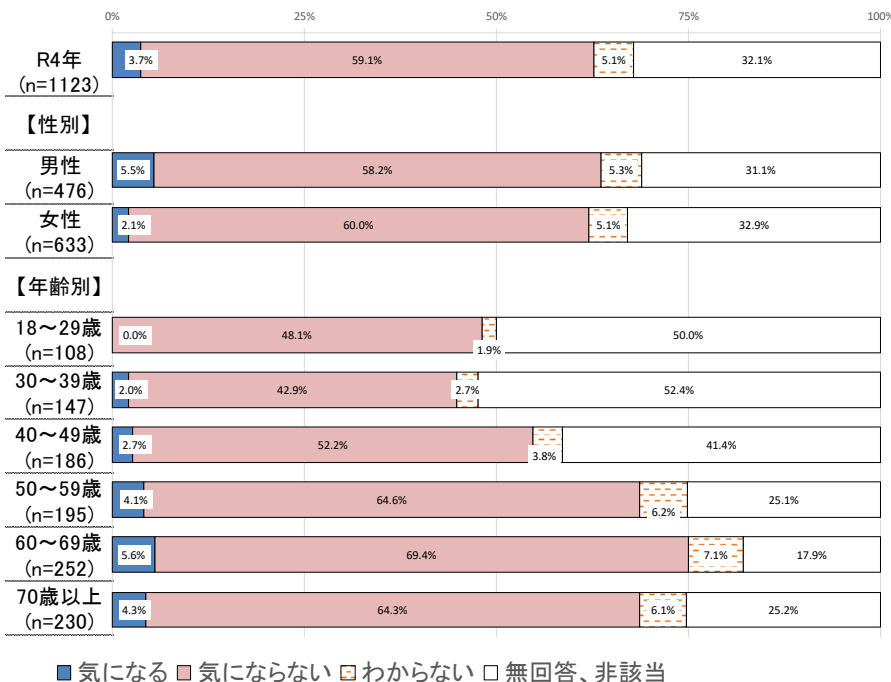
【性別比較】大差はない。
【年齢別比較】「気になる」は、「70歳以上」「60～69歳」で高い。



●被差別部落に対する抵抗感（職場の人）

問9で「1.よく知っている」「2.少し知っている」と答えた方

問10-3 仮に、あなたに求人に対する応募者や職場の同僚がいるとして、被差別部落（同和地区）の出身者であるか否か気になりますか？（該当する数字を記入 ひとつ）



※H29年は、全員対象としたため、R4年（n=回答者総数）とした。

【性別比較】「気になる」について、男性が3.4ポイント高い。

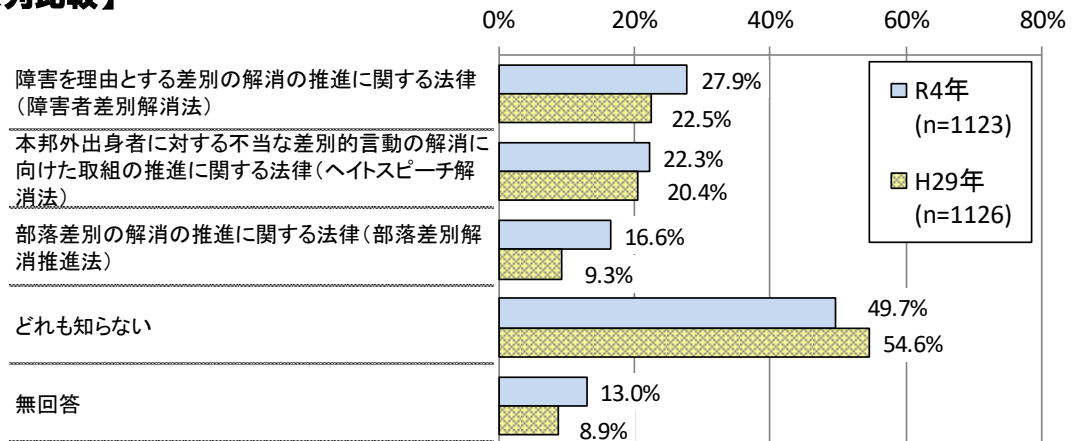
【年齢別比較】「18～29歳」では、「気になる」は、いない。

4) 人権尊重社会の実現のための取り組みについて

●人権施策の周知度

問11 平成28(2016)年度に人権に関する3つの法律が施行されました。知っているものはどれですか？ (該当する数字を記入 いくつでも)

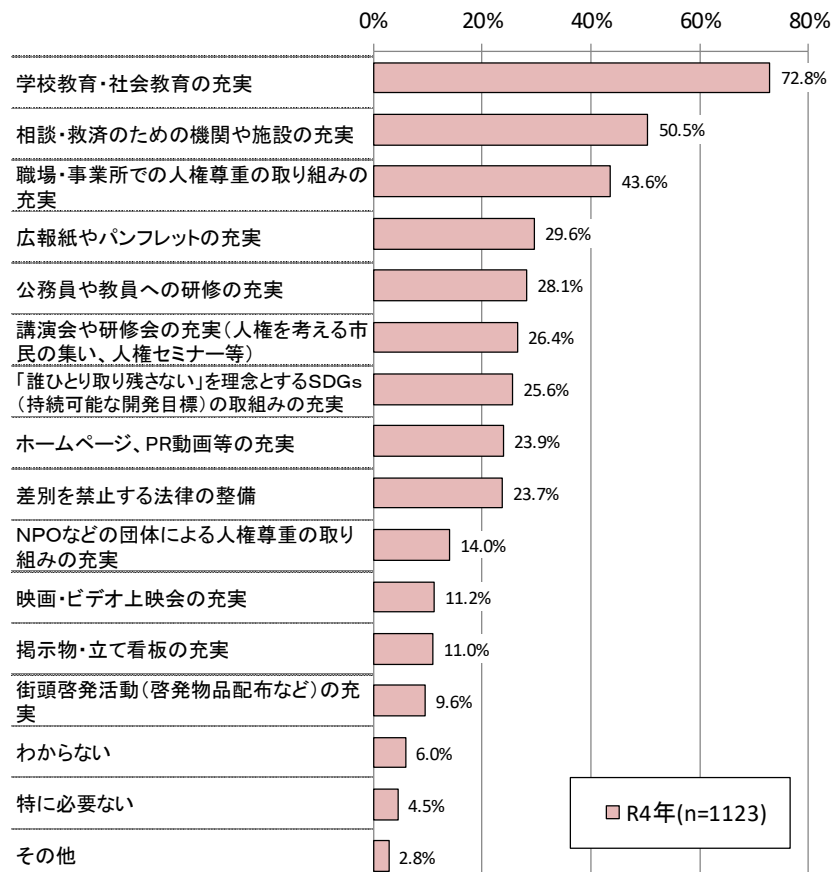
【時系列比較】



●人権尊重社会実現のための取り組み

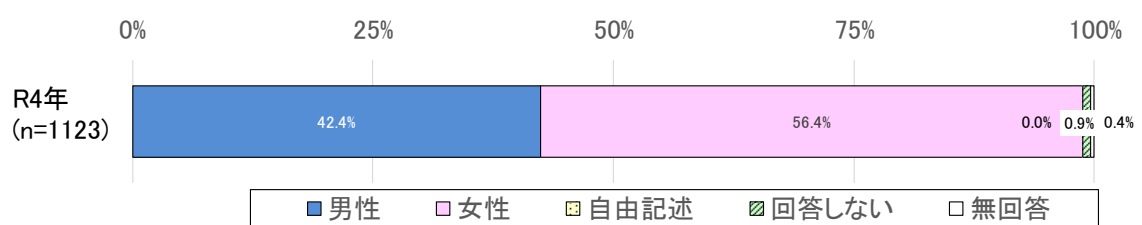
問12 “人権のまち”をつくるためには、今後、どのようなことを行う必要があると思いますか？ (該当するも数字を記入 いくつでも)

※降順

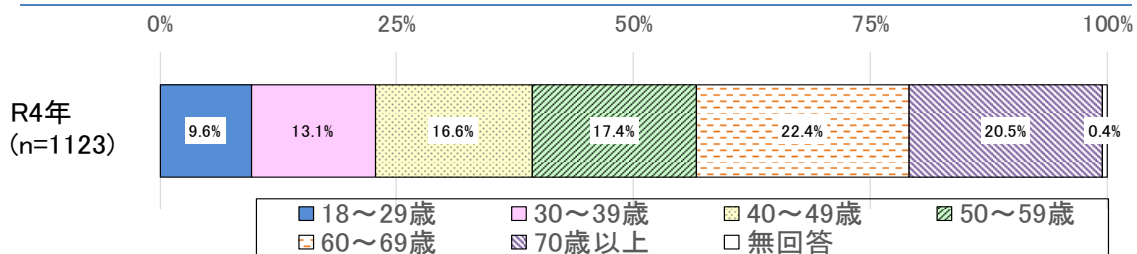


5) 回答者について

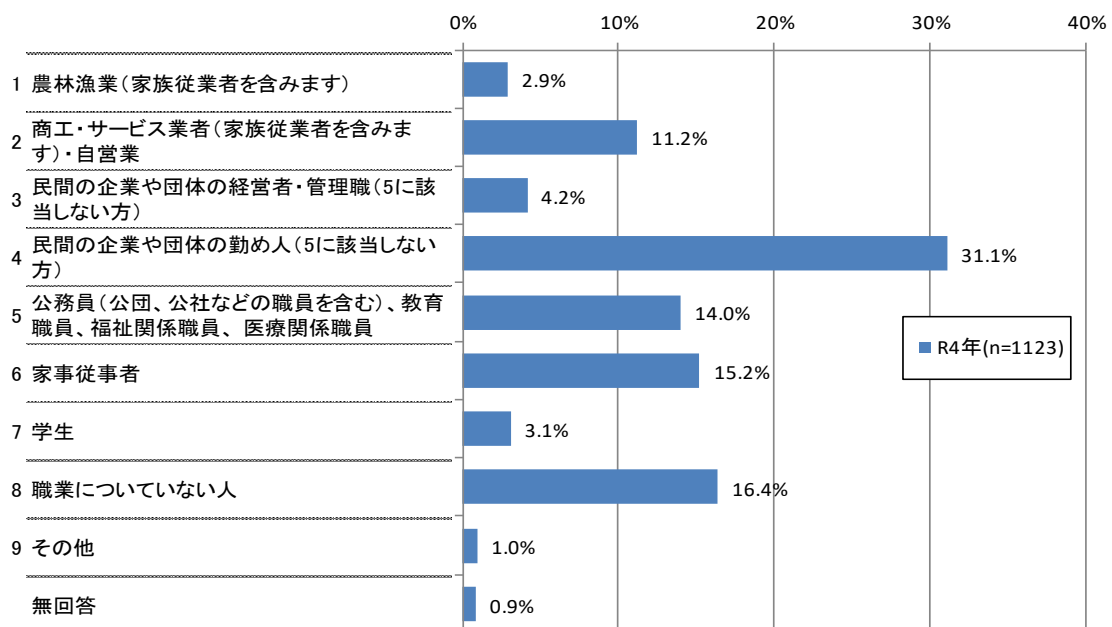
F1 あなたの性別は？



F2 あなたの年齢は？ (令和4年9月1日現在)



F3 あなたの職業は？



6) 報告書の見方

- (1) 回答の比率(%)は、小数点以下第2位を四捨五入により端数処理している。そのため、属性ごとの回答比率の合計が、合計欄の数値と一致しないことがある。
- (2) 図中の(n)とは、基数となる実数のことであり、回答は(n)を100%とした百分率で算出している。
- (3) 回答の比率(%)は、その設問の回答者数を基数として算出している。そのため、複数回答の場合、選択肢ごとの割合を合計すると100%を超えることがある。
- (4) 本文や図表中の選択肢表記は、場合によっては語句を短縮・簡略化している場合がある。
- (5) 図中の比率の小さい項目は、省略しているところもある。
- (6) クロス集計時に(n)が小さい場合は、統計的に誤差が生じる可能性が高いので注意が必要である。
- (7) 栃木市では、5年毎に本調査を実施しており、その対象者数・調査方法は次のとおりである。

基準日	平成25年1月1日	平成29年9月1日	令和4年9月1日
対象地区	栃木市(旧岩舟町を含まず)	栃木市	栃木市
対象者	市内在住の20歳以上	同左	市内在住の18歳以上
抽出方法	無作為抽出	同左	同左
抽出数	3,000人	同左	同左
回収数	978人	1,126人	1,123人
回収率(有効)	32.6%	37.5%	37.4%
調査方法	郵送配布、郵送回収	同左	郵送配布、郵送回収、パソコン、スマートフォン等(電子申請システム利用)

(参考) 令和4年度調査の回収内訳

配布数	3,000件		
回収数	調査票	パソコン・スマートフォン	合計
	849件	274件	1,123件
回収率	28.3%	9.1%	37.4%

2 栃木市人権施策推進プラン第2期計画の進捗状況（令和元～4年度）

2-1 分野別グラフによる検証

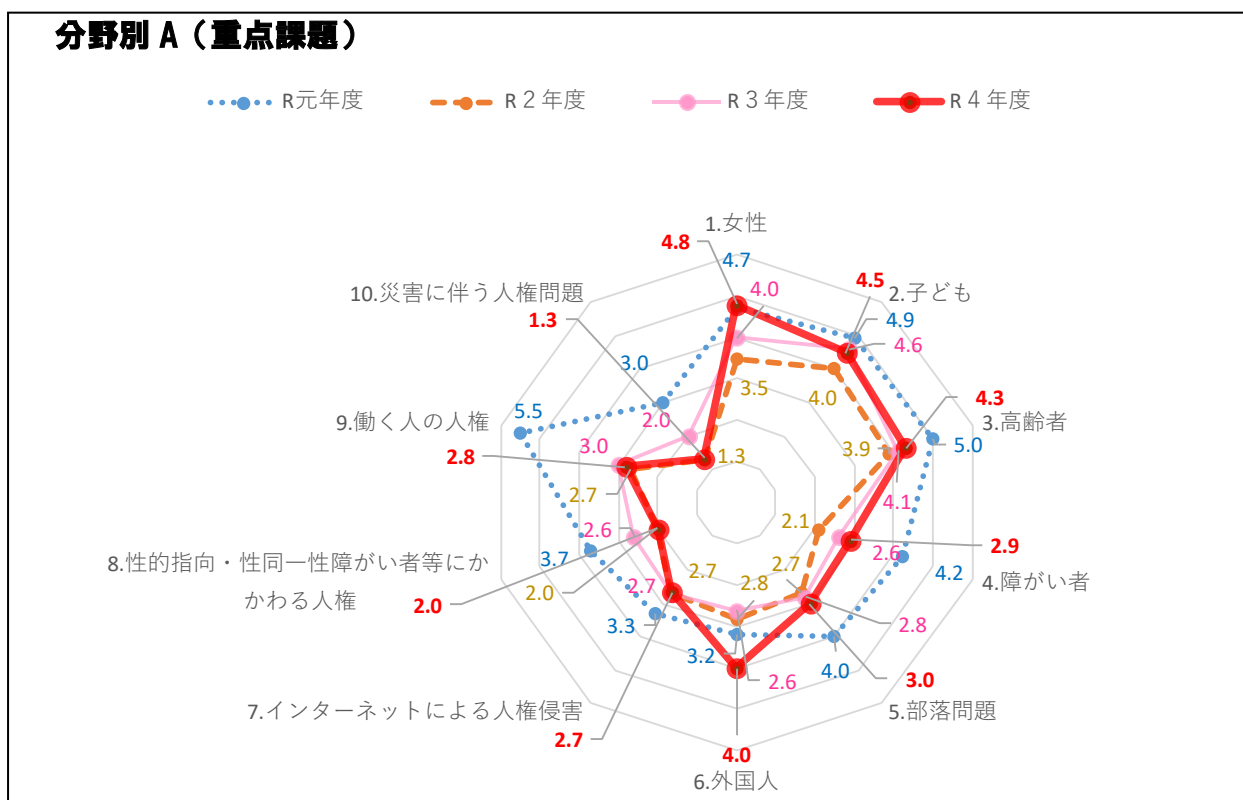
（1）事業ポイントの算出方法は、次のとおりです。

- ・市ホームページ、市役所市民スペース展示等については数量が不明であるため「-」で表示します。
- ・新型コロナウイルス感染防止等により中止した事業は、事業数としてカウントするため「0」ポイントと表示します。
- ・施策内（女性、子ども等の分類内の各施策）で事業が再掲される場合は、集計に含めません。
- ・事業規模①と人権視点からの事業効果②それぞれのポイントを掛け合わせた数値（①×②）を実施事業の評価ポイントとします。

①事業規模（延べ人数）	ポイント	②人権視点からの事業効果	ポイント
1～50人	1点	計画を下回った	1点
51～100人	2点	計画通りできた	2点
101人以上	3点	計画以上の成果があった	3点

※グラフの数値の算出方法 各分野ポイント合計／令和元年度（基準年度）の事業数

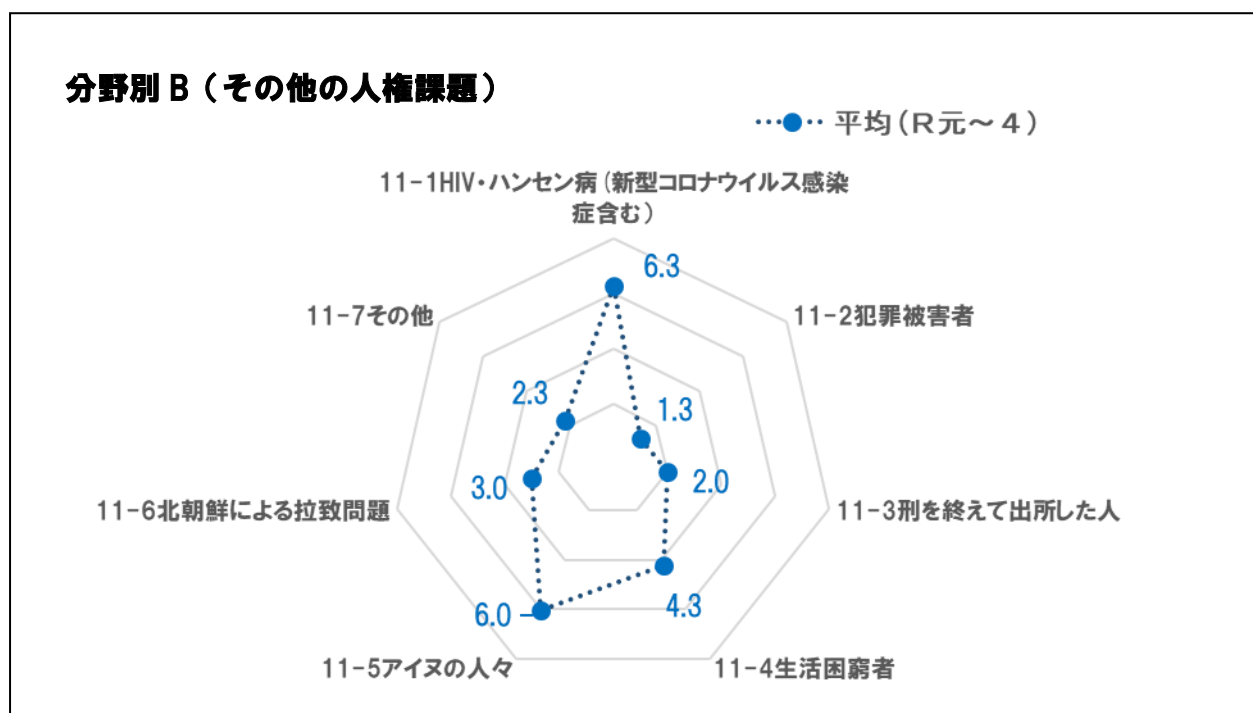
（2）第2期計画のうち〔令和元～4（2019～2022）年度〕の経過について、評価ポイントの平均値をグラフ化し検証します。



【整理】

令和2（2020）年度は、新型コロナウイルス対策のため、中止又は規模縮小で開催した研修会等の事業が多くみられ、ポイントは低くなりました。コロナ禍では、オンラインでの研修会開催や人数を制限するなど、感染防止に配慮した取組みが見られました。

令和4（2022）年度になって「1.女性」、「6.外国人」の分野では、令和元（2019）年度よりポイントが上がっています。



・このグラフにおいて、市ホームページや展示による啓発等で対象人数が把握できない啓発のみの時は、「1」と表示することとします。

令和元年度：11-1 HIV・ハンセン病、11-2 犯罪被害者、11-7 その他

令和2年度：11-3 刑を終えて出所した人、11-6 北朝鮮による拉致問題

令和3年度：11-6 北朝鮮による拉致問題、11-7 その他

令和4年度：11-2 犯罪被害者、11-3 刑を終えて出所した人、11-7 その他

【整理】

令和2（2020）年度にはコロナ差別が問題となり、研修会やパンフレット配布等を実施したため「11-1 HIV・ハンセン病（新型コロナウイルス感染症含む）」の分野のポイントが高くなっています。

市内各小中学校において、アイヌの人々の伝統・文化の正しい理解を深め、民族としての誇りを尊重する社会を目指した教育を継続して行っているため、「11-5 アイヌの人々」分野も高いポイントとなっています。

2-2 栃木市人権施策推進審議会における意見

(1) 栃木市人権施策推進プラン第2期計画の進捗状況全般について

事業年度	全 般
元	<ul style="list-style-type: none"> ・栃木市人権施策推進プランは、人権課題を 1～11項目まで幅広くとらえ事業を実施することになっているが、全てを実現するのが難しいと思うので、実施状況の検証を行った結果、低い項目については次年度に集中して実施することを考えてもよいと思う。 ・(分野別 A) 10.災害に伴う人権問題の項目は、事業規模が低いことからポイントが低いので、事業の見直しを要望します。 ・新型コロナウイルス感染症による感染者や医療従事者への誹謗中傷、解雇、近所の嫌がらせ等の偏見、差別の問題が生じています。一方でシトラスリボン運動やストップコロナ差別運動等も広がっています。病気を正しく理解すること、コロナ禍においてはより人権を尊重することを意識することが重要であると思います。 ・2015年に国連で採択された「持続可能な開発目標(SDGs)」の取組みも広がっていると思います。「誰一人取り残さない」人権を尊重するの社会実現が望まれていると思います。
2	<ul style="list-style-type: none"> ・【受講者アンケートの意見】の欄の記述から、率直な反応や感想がうかがえるので、とても参考になります。 ・受講者の声が「見える化」されている点はとてもよいと思います。 ・企画運営する側の一方向的な報告ではなく、参加した側からの双方向があってこそ、次の課題や現状が理解しやすいと思います。推進する側として、いかに「届く声」にしていくかの工夫が必要だと思います。そのためには「～を行いました。～を図りました」だけではなく、今後、何を深めていくべきかを明確にしていくことは、必要不可欠であり、そこも提案すべき内容だと考えます。 ・(分野別 A) 新型コロナウイルス感染症防止のために中止や規模縮小で実施した事業が見受けられ、全体的にポイントが下がっていることが分かります。 ・コロナ対応による事業の中止が多かったが、令和3年度にはできる範囲でパソコン等を利用した ZOOM 研修の実施を望みます。 ・(分野別 B) 新型コロナウイルス感染症患者等への誹謗中傷や偏見、差別を防止するため、研修会や講演会、ホームページを利用した啓発を実施していて、今後も引き続き、人権に配慮した行動の啓発をお願いします。 ・(分野別 B) その他では、昨年ではなかったテーマで、SDGs(持続可能な開発目標)を取り上げています。「誰一人取り残さない」人権施策を推進する必要性を感じます。

3	<ul style="list-style-type: none"> ・(大勢の理解を得られる方法として)コミュニティや自治会での研修会を実施してはどうでしょうか。 ・コロナ感染防止のためにいくつかの活動が中止になっていますが、コロナの終息は難しいので、感染対策を考慮しながら活動を進めて行く必要があると思います。 ・人権に関する知識や意識の高揚は不可欠ですが、被害者への援助などの対応に主眼を置くことが必要になるのではと考えます。 ・人権侵害救済としては、それが2、3人の少人数に対するものだとしてもそれは素晴らしいことだと思います。次期計画からは、人数の多い少ないにかかわらず、評価の方法を考えた方がよい気がします。 ・アンケートに答えることで、人権についてしっかりと関心を持ち、自分の中の人権と向き合うことにつながればと思います。
4	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法は、画期的な人権 3法としてH28に制定していますが、障がい者、同和問題、アイヌ民族、LGBT等の性的マイノリティ(少数者)、弱者に対する差別言動を許さない差別禁止法制定が必要ではないかと思います。

(2) 栃木市人権施策推進プラン第2期計画の進捗状況分野別について

事業年度	分野 女性
元	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画出前講座」「男女共同参画のつどいの開催」では計画以上の成果があり、今後も継続してもらいたいと思います。 ・コロナ禍において、働き方や生活様式が変化し DV 被害の報告が増加している話も聞きます。人権意識啓発と相談体制の充実を望みます。
2	<ul style="list-style-type: none"> ・特になし
3	<ul style="list-style-type: none"> ・婦人相談、婦人相談員を女性相談、女性相談員に今後変えていく検討をしてはどうでしょう。(内閣府男女共同参画局では、婦人相談所、婦人相談員としています。栃木県のHPでも同様であり、県南各市のHPで「女性」としているのは、足利市、佐野市、下野市。「婦人」としているのは、栃木市、小山市です。) ・男性のDV被害者に対して、「婦人相談員に相談してください」とか、「女性を保護している窓口があるからそちらへ行ってください」というのもなかなか行きづらい所があると思います。DV被害者の対応窓口で性別の色がつかないような形になっていくことを望みます。 ・「女性」というタイトルが、「男女」となったり、あるいは、LGBTQ の人もいますから、性の平等ということで何か違うタイトルに変わるといいと思います。

	<ul style="list-style-type: none"> ・企業への働きかけは十分とは言えないが、市民全般への男女共同参画への意識・環境づくりはなされています。 ・DV被害者等への対応の数が多いことから、さらに埋もれた被害者を受け入れる窓口の広さと適切な助言等の対応が求められてくると思います。
4	<ul style="list-style-type: none"> ・DV相談件数が急増しているため、相談内容の多い件について、相談内容をまとめ、類型化している部分については、市HPの特設サイトを設けたり、冊子等で周知してはどうでしょう(対策等について)。デリケートな問題もあると思いますが、工夫していただければと思います。 ・各種委員会の女性の登用率が目標値を達成できたことは、評価できます。この数値を持続していただきたいと思います。 ・男女共同参画出前講座を計画的に開催しており、効果を上げていると考えます。

事業年度	分野 2 子ども
元	<ul style="list-style-type: none"> ・「人権学習の充実」事業では、各小中学校において授業や日常生活の中での指導、「校内人権週間」等の取組みにより、充実を図っています。 ・「スクールカウンセラー等の活用事業」は、子育てについての悩みへの対応が大変有効です。 ・「心・育ちの相談室」「子育て支援マイサポートチーム事業」については、有効活用を図っているため、人材確保を充実させていくとよいと思います。 ・児童虐待防止法の中に心理的虐待があります。中でも近年、子どもの面前DVが増え問題となっております。PTSDを発症することも少なくなく、早期のケアが必要であり、その取り組みを加えていく必要があると思います。 ・日本における子どもの貧困率は7人に1人という状態にあります。貧困対策を講じるべきと考えます。 ・貧困率と学歴には相関関係があることが大学等で現在調査されている状況であり、具体的な施策が必要と考えます。 ・コロナ禍における児童虐待等への影響も考えられますので、配慮していただければと思います。
2	<p>(1)子どもの人権を尊重する教育・啓発の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「人権学習の充実」事業について、各小中学校では、授業や日常生活の中での指導、「校内人権週間」等の取組により、充実を図っています。 <p>(2)いじめや不登校等の問題に対する取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「スクールカウンセラー等活用事業、スクールソーシャルワーカー配置事業」について、大変有効に活用を図っています。特に、この事業における子育てについての悩み

	<p>への対応が有効であると感じています。</p> <p>(4)健やかな成長への取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「心・育ちの相談室」「子育てマイサポートチーム事業」について、大変有効に活用を図っていますので、人材確保を充実させていくとよいと思います。 ・コロナ禍のため、事業実施が困難なものが多かったと思われるので、達成度が「2」の事業が多い中、「3」という評価であった以下の事業は、素晴らしいです。(産後ケア事業)
3	<ul style="list-style-type: none"> ・幅広く十分な啓発・支援体制となっています。 ・虐待・いじめ・不登校の子どもたちも強く、自信をもって成長していけるよう援助していただけたらと思います。 ・子ども事業に「ヤングケアラー」を入れて、現状を知ってもらいたいと思います。最近、民生委員の新任、中堅研修、主任児童委員研修で、ヤングケアラーが取り上げられています。子どもたちは、自分が親の世話をする事に疑問を持たず当たり前だと一生懸命世話をしています。だからこそ、まわりの大人が気付いてあげる必要があると思います。 ・コロナ感染症の拡大により、学校で行う催しが中止になったり、友だちと会う機会が少なくなり、学校へ行く楽しみが少なくなり、不登校が増加する傾向にあると報道がありました。いじめが強調されているようですが、多様化した不登校の心のケアも今後検討していく必要があると思います。
4	<ul style="list-style-type: none"> ・人権擁護委員などによる人権講話・人形劇を続けて行って欲しいものです。 ・親の都合や虐待などで子どもがお腹一杯食べられないという事を聞いています。市としても取り組んでいるようですが…。フードバンク支援の預かり所の増設や地域への依頼をしても良いと思います。

事業年度	分野 3 高齢者
元	<ul style="list-style-type: none"> ・「認知症サポーター養成講座」、「栃木市・壬生町中高年者合同就職面接会」は、計画以上の成果があり、大変素晴らしいと思います。さらに充実させていただきたいと思えます。
2	<ul style="list-style-type: none"> ・住みなれた地域で安心して生活出来るのが一番。コロナ禍のため活動が出来ず(皆同じですが)とじ込もりにならなければいいと危惧しています。 ・「(2)認知症高齢者の尊厳の確保」では、ご本人やご家族が実感できることを目指していくことが大切であり、尊厳の確保と同時に、改善や予防の取り組みを実施し、その後家族へのケアを強化することを望みます。

	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍のため、事業実施が困難なものが多かったと思われるので、達成度が「2」の事業が多い中、「3」という評価であった以下の事業は、素晴らしいです。(認知症サポーター養成講座)
3	<ul style="list-style-type: none"> ・難しいかもしれませんが、複数の入所者に対応している高齢者施設職員の悩みなど現実的な課題を把握してはどうでしょうか。
4	<ul style="list-style-type: none"> ・栃木市では病気(一人暮らし世帯の方)になった方への対応はあるが、健康で一人暮らしをしている高齢者世帯の対応については出来ていないので、今後自治会等と連携を取り、日々、一人暮らし世帯に対し気配り、見守り、思いやり等の対策(具体的)が必要です。「いきいきサロン」「はつらつセンター事業」はあるが参加者や参加グループが少ない。 また、コロナ発生後の活動はほとんどが休止の状況なので、コロナ禍の集会方法など、新しい実施方法が必要です。健康で一人暮らしの方も生活や今後について不安で考え込んでます。早めに発見し相談相手になりサポートする仕組み作りが必要です。 ・はつらつセンターやシニアクラブ等での教養やスポーツでいきいきと活動している姿は微笑ましく、時には頼もしくさえも思います。市には感謝いたします。ただ、地域によっては、新入会員の減少のところもあり、活動内容も検討していく必要があるのではないのでしょうか。(それぞれのクラブ)

事業年度	分野 4 障がい者
元	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の交通機関(東武鉄道・JR・関東バス・循環バス委託業者)への障害者差別解消法と虐待防止の啓発事業を加えるべきではないかと思う。
2	<ul style="list-style-type: none"> ・パラリンピックには感動しました。理解者も増え、差別解消の一助になったと思います。
3	<ul style="list-style-type: none"> ・特になし
4	<ul style="list-style-type: none"> ・人権学習会や障害者差別解消法等の研修会、市民啓発は重要であると思います。 ・教育現場での人権教育は要であり、体験学習会は全校で実施されたら有意義と思います。盲導犬体験学習、当事者と児童との体験対面学習等が重要と考えます。 ・障がい者虐待防止、やまゆり苑(神奈川県)、東京都八王子市で入所者(精神疾患患者)に対しての暴力暴言等悲惨なことがTV新聞等で大きく報道されたことは記憶にあります。あってはならないことが発生しているのが現実あり、国の指導監督を徹底されたい。市もアンテナを高くして情報収集し適切な対応を望みます。 ・自立希望者(就労)に対し、ハローワークと連携し対応策を支援、庁内担当課が情報共有し、当事者に適切な対応体制の維持を望みます。

<ul style="list-style-type: none"> ・社会参加事業、重度心身障がい者は往々にして自宅にこもりがちであります。趣味の会、講座、身障スポーツ交流会に参加し仲間をつくり社会とつながり孤立解消に繋がるのではと考えます。 ・障害者差別解消推進条例、手話言語条例等の制定されていることの市民周知度が低い。 ・身体障害者週間 12月3日～9日(参加型イベント、講演会、街頭啓発、市ホームページ、広報誌掲載)の周知を図るとよいと思います。 ・日常的行動でのバリアフリー化は推進している、目に見えない心のバリアの払拭、(心理的)解消に向けた啓発活動推進等が必要では。

事業年度	分野 5 部落問題
元	・「栃木市人権教育推進事業に関わる校内研修会」は、計画以上の成果があり、大変素晴らしい。さらに充実させていただきたいと思います。
2	・私達の子どもの頃には確かに差別がありましたが、今は減っていると思います。 ・コロナ禍のため、事業実施が困難なものが多かったと思われるので、そのような状況で、達成度が「2」の事業が多い中、「3」という評価であった以下の事業は、素晴らしい。(栃木市人権教育推進事業に関わる校内研修会)
3	・部落差別が現在もあるということ言葉を等で伝えられる機会を作っていただくのはどうでしょうか。 ・人権相談・合同相談への事案が極端に少ない。待ちの姿勢から攻めの対策が必要なのかとも思います。
4	・学校教育における人権教育は、いじめ等をなくして、人間関係の確立を主眼におくことが多いように思います。部落問題解決を再度系統的におくことを望みます。

事業年度	分野 6 外国人
元	<ul style="list-style-type: none"> ・「小学校外国語活動及び中学校外国語の授業の充実」では、ALTを活用し子どもたちのコミュニケーション能力の育成と多文化理解のために、大変有効と考えるので、人材確保の充実を望みます。 ・「外国人相談窓口」は、計画以上の成果があり大変素晴らしい。さらに充実させていただきたいと思います。 ・外国人住民のための防災教室は、自治会や自主防災組織の避難訓練に外国人住民が参加できるようになるのが望ましいと思います。

2	<ul style="list-style-type: none"> ・「小学校外国語活動及び、小中学校外国語の授業の充実」事業について、ALT の活用は、児童生徒のコミュニケーション能力の育成と多文化理解のためには大変有効であり、人材確保を充実させることが重要と考えます。 ・コロナ禍のため、事業実施が困難なものが多かったと思われるので、そのような状況で、達成度が「2」の事業が多い中、「3」という評価であった以下の事業は、素晴らしいです。(外国人児童生徒への日本語指導及び適応指導) ・言葉、文化、習慣等それぞれ異なるので理解しようと努力することも必要だと思います。
3	・特になし
4	・災害からの避難民も国内にとどまらず、ウクライナ侵攻からの避難民への対応や被災国への支援を考えることも必要になると考えます。

事業年度	分野 7 インターネットによる人権侵害
元	・SNS 等によるいじめ問題も深刻となっていることから、インターネットのについて正しく理解し使用するという情報モラル教育が重要であると思います。
2	<ul style="list-style-type: none"> ・SNS は、急速に普及しています。SNS による誹謗中傷は、匿名で顔の見えないものであり、非常に悪質であることから、重点的に力を入れて対応していくべきであると考えます。 ・「情報モラル教育の充実」について、GIGA (ギガ) スクール構想による、児童生徒への一人一台端末の配置により、より一層の充実が求められていますが、学校での指導はもちろん、大人の正しい認識への啓発にも力を入れていく必要があると考えます。
3	・SNS での誹謗中傷により、自死する事案が発生しています。悩んでいる人に寄り添い、支援できる環境、その役割を担うことができる人材、自殺を考えた人の相談役「ゲートキーパー」養成等を行う必要があると感じます。
4	・特になし

事業年度	分野 8 性的指向・性同一性障がい者等にかかる人権
元	・栃木市においては、令和 2 年 11 月 1 日にパートナーシップ宣誓制度を先進的に導入したのですから、市民の啓発をもっと発信したらと思います。
2	<ul style="list-style-type: none"> ・本人が一番悩んでいると思いますので、一層の啓発をお願いします。 ・「SOGI (ソジ) ハラ」について。セクシャルマイノリティの子ども達の教育現場での理解が不足すると、ダメージを負った人生を歩む事になると思います。「言葉で人は傷つい

	<p>てる」、「男女はこうあるべき」という社会意識を変え、これから成長していく子ども達の心情に対応すべきです。</p>
3	<ul style="list-style-type: none"> ・パートナーシップ宣誓制度について、本市では他市に先駆けて実施している。人権に配慮しながら情報発信等、今後も大いに推進していただきたい。
4	<ul style="list-style-type: none"> ・LGBTQ の分野で対策が少ないのではないのでしょうか。 <p>また、啓発に加え、公共施設の設備等や公立学校の制服について時代に合った見直しを進める施策が必要と考えます。</p>

事業年度	分野 9 働く人の人権
元	<ul style="list-style-type: none"> ・ハラスメントを受けた方が、相談しやすい環境を整えることが必要だと思います。 ・新型コロナウイルスの影響で、働き方に変化が生じています。会社（仕事）を退職させられ困っている人がいると聞きます。実際に感染した人の人権を守ること、人権意識を変えていかなくてはならないと感じています。
2	<ul style="list-style-type: none"> ・女性の立場では、子育て、家庭、介護すべて当てはまる状況です。仕事と家庭の両立（ワーク・ライフ・バランス）の支援、ジェンダー平等の啓発が必要です。
3	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度は、感染症まん延のために職場での周知や被害者への援助ができなかったですが、現在の就業課題が厳しいことから、各機関と協働しての対応が必要になると思います。
4	<ul style="list-style-type: none"> ・働き方改革が長時間労働をなくす方向に進んでいますが、加えて働きがいのある職場という精神的な充実も目指すのがよいのではないのでしょうか。

事業年度	分野 10 災害に伴う人権問題
	<ul style="list-style-type: none"> ・実施事業のグラフからわかるとおり、他の事業と比較して落ちているので対策が必要だと思います。 ・台風・洪水被害による対応が生じたため、明らかになった課題であると考えられますが、緊急時の対応について、常に啓発していくことが重要なので、新たな取り組みを検討するとよいと思います。 ・災害復興には目に見えるものだけではなく、表面化されにくい地域の問題や個人の心の復興など、終わりの見えないものも含まれます。直後のことだけでなく復興にも目を向ける必要があるのではないのでしょうか。
2	<ul style="list-style-type: none"> ・ハザードマップを活用し、自治体での教育、啓発が必要です。 ・災害時はもとより、災害後の被災者のケアはとても大切です。被災した立場からの視点がみえてこないのは、そこをリサーチしていないからではないのでしょうか。長期的な取り組みが重要だと考えます。

3	・特になし
4	・災害からの避難民も国内にとどまらず、ウクライナ侵攻からの避難民への対応や被災国への支援を考えることも必要になると考えます。

事業年度	分野Ⅱ 其他人権問題
元	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども、働く人・・・その他の人権問題までに該当しづらい枠の設定の必要性も感じます。「生きづらさを抱えるもの」の枠にとらえにくいものをどう、支援していくかを検討する必要があるのではないのでしょうか。 ・人権の本来の活動の意を考えますと、民意の変化が汲み取れるようなまとめがあるべきかと思います。発信と受信のバランスが見えにくいのが残念です。 ・今年、新型コロナウイルス感染症に関して感染した人、医療従事者等の差別事件が多発していることから、今後は新型コロナウイルス感染症に関する施策を行うとよいと思います。
2	・HIVをはじめ、新型コロナウイルス等の感染症に関する正しい知識を持ち、偏見・差別等の防止や、正しい情報の選択と冷静な判断が重要であるとの理解を深め、感染症に対する偏見や差別を解消していくことが必要と考えます。
3	・特になし
4	・特になし

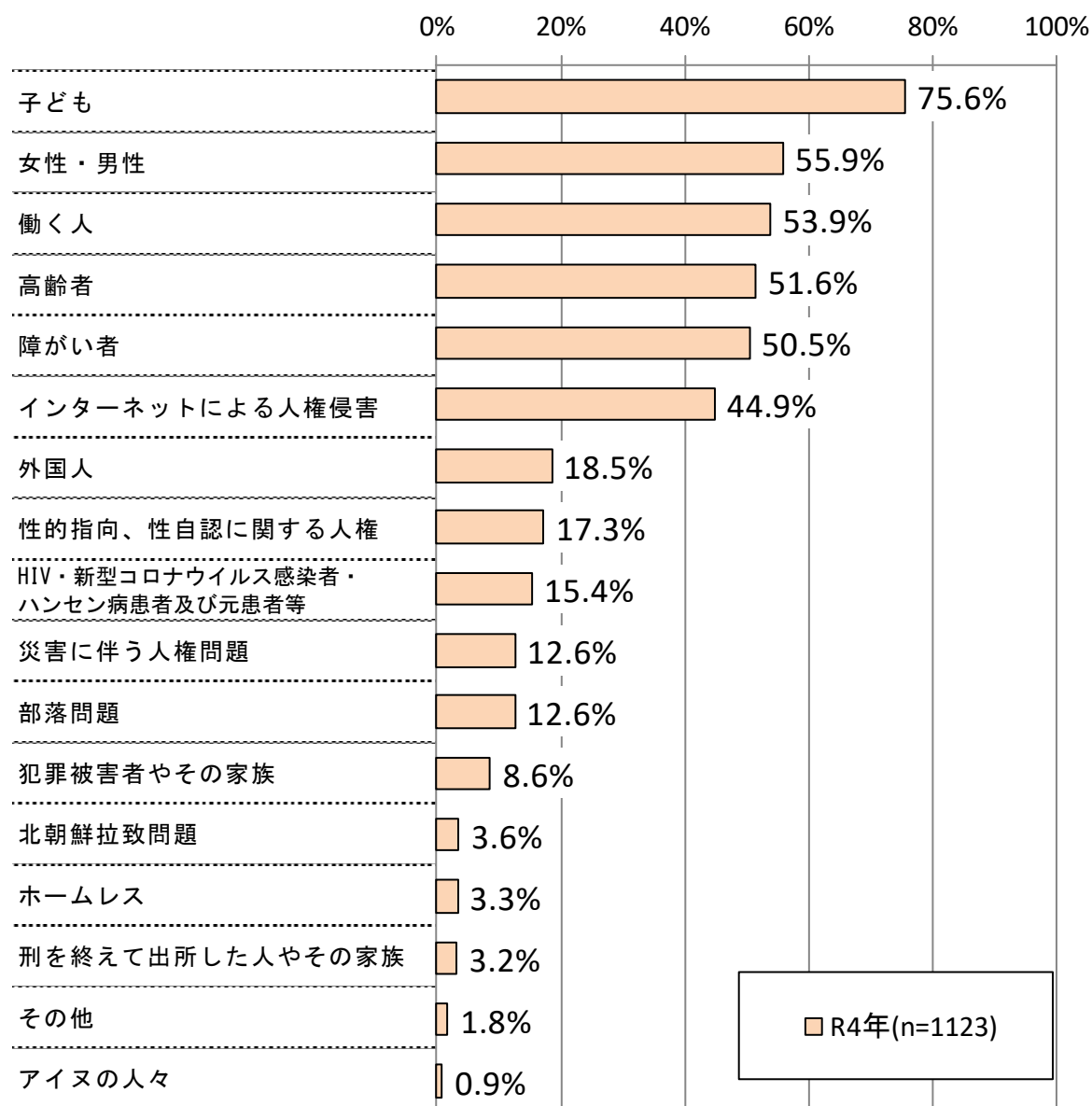
第3章 分野別人権施策の推進

令和4（2022）年の市民意識調査によると、現在の社会において、重要な人権課題について、「子ども」「女性・男性」「働く人」「高齢者」「障がい者」の順になっています。

人権施策の推進にあたっては、市民が重要と認識し、現に人権侵害が顕在化している1.女性・男性、2.子ども、3.高齢者、4.障がいのある人、5.部落差別（同和問題）、6.外国人、7インターネット、8.多様な性、9.働く人、10.災害、11.感染症、12.犯罪被害者、13.刑を終えて出所した人、14.生活困窮者、15.アイヌの人々、16.拉致問題に伴う人権問題の16項目を人権に関する重要課題として位置付け、本計画及び分野別の個別計画等を踏まえて、積極的かつ効果的な施策の推進を図ります。

□重要と考える人権課題（栃木市人権問題に関する市民意識調査・令和4年9月）※図中のnは、回答者数

問 栃木市が取り組むべき人権課題として重要と思われるものを5つお選びください。



1 男女の人権

(1) 現状と課題

男女平等については、「男女共同参画社会基本法」をはじめ、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」の制定・改正により、社会や職場における様々な差別の撤廃に向けた法整備がされてきました。近年では、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、及び「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」により、女性が活躍できる環境づくりについて更なる対応が求められています。また、重大な人権侵害である配偶者等からの暴力（DV）についても「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」が制定されるなど、被害者の人権が守られるよう体制づくりが進められています。

このように、法制面における整備が行われ、女性の人権保障は大きく進展しました。しかし、実際の社会においては、依然として無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）による固定的性別役割分担意識が残っており、家事、育児、介護等の多くを女性が負担し、職場における差別やセクシュアル・ハラスメントも存在しています。そして、配偶者からの暴力等の問題も深刻化している状況であることから、市民意識調査において「女性・男性」の人権に対して高い関心が示されています。

持続可能な開発目標（SDGs）の「5.ジェンダー平等を実現させよう」では、政治分野での女性議員の割合が低いことや男女の賃金格差が課題となっている中、令和5（2023）年6月に、日光市において、G7広島サミットに関連した男女共同参画女性活躍担当大臣会合が開催され、男女共同参画に対する気運の高まりが見られます。

このような状況下において、本市では、令和5（2023）年3月に策定しました「栃木市職業生活における女性活躍推進計画」及び「栃木市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」が一体となった「とちぎ市男女共同参画プラン第3期計画」を基に、性別による人権侵害防止や固定的役割分担意識の解消に向けた様々な取組を推進し、職場・家庭・地域のあらゆる分野において男女が互いの人権を尊重し、個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現を目指していく必要があります。

市民意識調査（令和4年9月）において多用されたワード ※（ ）件数
・賃金（82）／差別（73）／セクハラ（58）／昇格（37）／格差（34）／DV（27）
／平等（27）／職場（18）／パワハラ（8）／男尊女卑（7）／育児（7）／出産（6）

【主な関係法令・計画等】

- ・男女共同参画社会基本法
- ・ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）
- ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）
- ・雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）
- ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）
- ・労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（労働施策総合推進法）
- ・栃木市男女共同参画推進条例
- ・とちぎ市男女共同参画プラン第3期計画
- ・栃木市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画
- ・栃木市職業生活における女性活躍推進計画
- ・栃木市職員笑顔の子育て&女性活躍サポートプラン

（2）目指す姿

- ・無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）による固定的な性別役割分担意識にとらわれず、あらゆる分野への男女共同参画が促進され、互いの人権を尊重しながら、性別に関わりなく自分の持っている力を発揮している。
- ・DV防止のための意識啓発の推進や、相談支援体制の充実と被害者の自立支援が図られている。
- ・企業や労働者への意識啓発により、男女ともに仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の取れた環境が整っている。

【成果・活動指標】

第2次栃木市総合計画 施策 6-1 基本的人権の尊重 6-1-2 男女共同参画の推進

区分	指標名	単位	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
6-1	社会全体の中で男女が平等だと思ふ市民の割合	%	15.8	20.0
6-1	「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担意識を肯定する人の割合	%	3.0	1.0
6-1-2	各種審議会等委員に占める女性の割合	%	36.1	40.0
6-1-2	とちぎ市男女共生大学年間受講者数	人	82	180

6-1-2	学生を対象とした研修会年間受講者数	人	199	550
-------	-------------------	---	-----	-----

(3) 施策の方向

①人権尊重とジェンダー平等の教育・啓発の推進

男女平等意識の高揚を図り、学校、家庭、地域、職場など社会のあらゆる場でお互いを認め合い、良きパートナーとして、性別による差別を受けない男女共同参画社会の形成を目指して、より一層の教育・啓発活動を推進します。

特に児童や生徒が、男女の固定的なイメージや役割意識を持つことがないよう男女平等の視点でのキャリア教育の充実を図ります。

- ・無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）による固定的性別役割分担意識の解消と男女共生社会への理解促進
- ・男女共同参画の視点に立った学校教育・家庭教育・学習の充実

②女性活躍と多様な生き方への支援

男女共同参画社会を実現するために、政策や方針決定過程に男女が対等な立場でともに参画し、多面的な視点が反映される場づくりを推進します。

また、性別にとらわれることなく、家事・育児・介護等について助け合いながら、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図りつつ、男性も女性もあらゆる分野において活躍できるよう支援します。

特に、男性の家事や子育てへの参画や、働く場における男女格差の解消、女性が働きやすい職場環境の整備、働く女性のさらなる活躍推進を図ります。

- ・職場、家庭、地域におけるワーク・ライフ・バランスの推進
- ・男性の家庭（家事、育児、介護等）への参画推進
- ・女性の社会（意思決定の場）への参加推進と管理職・自治会長・審議会等における女性委員の割合の向上
- ・女性の人材育成とエンパワーメントの活用推進
- ・働く場における男女格差解消の推進
- ・企業や地域で支える子育て支援の推進
- ・妊娠中または産後の働く女性の職場環境づくりの推進

③性と生（命）の尊重

人権尊重の観点から発達段階に応じた性に関する教育・相談・指導などの充実を図ります。また、関係機関と連携を図りながら、配偶者からの暴力（DV）防止と被害者の立場に立つ

た迅速かつ的確な支援を実施します。

さらに、ネット等での性情報の氾濫や妊娠及び性感染症の低年齢化が進む中、互いの性や性差を正しく理解し、自尊感情を高め、自己決定力を養うための事業を実施します。

- ・ 思春期保健の充実
- ・ 配偶者暴力相談支援センター相談支援体制の充実
- ・ 「性と生殖に関する健康と権利」(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ) の理解向上

担当課	主な事業	施策の方向
総務人事課	特定事業主行動計画の推進	① ②
地域政策課 各地域づくり推進課	女性学級の実施	②
人権・男女共同参画課	児童・生徒等のためのキャリアデザイン講座の実施 「男女共同参画週間」や「女性に対する暴力をなくす運動」について、パネル展示や広報紙やホームページ等による啓発 小・中学校児童生徒を対象とした男女共同参画の標語を募集による啓発 各種審議会等への女性委員の登用の促進 「とちぎ市男女共生大学」の開催 理工系分野における女性の活躍推進	①②
健康増進課	思春期保健 母性健康管理指導事項連絡カードの普及啓発	②③
子育て支援課	母子・父子家庭自立支援教育訓練給付金 母子・父子家庭高等職業訓練促進給付金 婦人相談、DV被害者保護 母子・父子寡婦福祉資金貸付	②③
商工振興課	男女雇用機会均等法についての情報提供 働く場における労働環境向上のための啓発 働く場におけるハラスメント防止対策の推進 女性の起業に関する支援 働く場における男女格差解消の推進 女性活躍推進に積極的に取り組む事業所の支援 仕事と家庭の両立(ワーク・ライフ・バランス)のための支援	①②

<p>学校教育課</p>	<p>人権学習の充実 男女平等の視点でのキャリア教育の充実 小・中学生の性(生)に関する授業・研修会の充実</p>	<p>①③</p>
<p>生涯学習課</p>	<p>家庭教育学級の充実</p>	<p>①</p>

2 子どもの人権

(1) 現状と課題

都市化や核家族化の進展、情報通信技術の急速な進歩など、子どもを取り巻く環境が大きく変化している中で、家庭や地域社会における子育て機能の低下、いじめや不登校の増加が問題になっております。また、心身の発達や人格の形成に重大な影響を与える虐待や、子どもが巻き込まれる事件・事故なども後を絶ちません。加えて、近年では、親の貧困が世代を超えて子どもに連鎖する「貧困の連鎖」や、家事や家族の世話などを日常的に行う「ヤングケアラー」の問題が顕在化するなど、「子どもの人権」に関する問題は、多様化・複雑化しており、市民意識調査においても高い関心が寄せられています。

本市では、平成27（2015）年3月に策定した「栃木市いじめ防止基本方針」について、平成29（2017）年3月に見直された国の基本方針との整合性を図るとともに、本市の実情に合わせた効果的ないじめ防止の内容とするため、平成30（2018）年3月に改訂し、その方針に基づき、いじめ問題対策連絡協議会、いじめ問題対策専門委員会を開催し、いじめ防止に努めています。

児童虐待の問題は、保護者の養育能力の不足、経済的困難、夫婦間不和等の家庭内での多様かつ複雑な要因が影響しているケースが多く、関係機関との連携や社会資源等を活用した総合的な支援体制の構築が必要です。

弱い立場にある子どもを単に保護・指導の対象としてとらえるのではなく、基本的人権の権利主体であることを理解し、人格を持った一人の人間として尊重しなければなりません。未来を担う子どもが、健やかに育つ環境をつくることは、今を生きるすべての大人に課せられたの責務として認識し、社会全体が一体となって推進していくことが必要です。

市民意識調査（令和4年9月）において多用されたワード ※（ ）件数
いじめ（113）／虐待（102）／育児放棄（48）／貧困（30）／ヤングケアラー（28）／ニュース（31）／学校（28）／未来（22）／将来（20）／宝（10）／不登校（8）／差別（5）

【主な関係法令・計画等】

- ・ 児童福祉法
- ・ 児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）
- ・ 子ども・子育て支援法
- ・ 栃木市こども医療費助成に関する条例
- ・ 栃木市いじめ防止対策推進条例
- ・ 栃木市子どもの貧困対策推進計画
- ・ 第二期栃木市子ども・子育て支援事業計画

(2) 目指す姿

- ・学校・家庭・地域において、連携と協働が図られながら、子ども達の「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育成できる、調和のとれた教育の場と環境が整っている。
- ・すべての子どもが「貧困」等の生まれ育った環境に左右されず、本人の意欲と適性に応じて教育を受けることができるよう支援されている。
- ・子どもたちに対するいじめや人権侵害に対して、関係機関と連携し、相談支援体制の充実及び社会資源の活用が図られている。

【成果・活動指標】

第2次栃木市総合計画 施策 3-1学校教育の充実 3-2 生涯学習の充実

3-5教育環境の整備 4-1子育て支援の推進

区分	指標名	単位	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
3-1-2	いじめ解消率	%	80.0	85.0
3-2-1	児童・生徒の地域貢献活動・地域ボランティア活動への年間参加人数	人	2,320	4,000
3-5	保護者・地域による学校支援活動の充実度	%	90.7	100.0
3-5-1	とちぎ未来アシストネット事業による教育効果充実度	%	63.4	75.0
4-1-3	地域子育て支援センター年間利用者数	人	37,245	45,000
4-1-3	こども家庭総合支援拠点における年間相談支援件数	件	6,383	6,900
4-1-3	こどもサポートセンター年間新規受理件数	件	—	210

(3) 施策の方向

① 子どもの人権を尊重する教育・啓発の推進

子どもたちが差別や権利の侵害を受けることなく、一人の人間として人権が最大限に尊重されるよう啓発活動を推進していきます。

- ・学校の授業による教育・啓発
- ・子どもの人権を尊重する意識の醸成

② いじめや不登校等の問題に対する取組

いじめや不登校の問題は子どもの人権に関わる重大なものであることを認識し、専門機関と連携し、早期発見、早期解決を図り、すべての子どもがいきいきと活動できる環境づくりに努めます。また、児童生徒がいつでも相談できるよう、相談体制の充実を図ります。

- ・教育の環境づくり（未然防止と早期発見・早期対応）
- ・相談体制の充実
- ・教職員等への研修の充実と教職員の資質や能力の向上

③ 児童虐待防止対策の充実

市における相談支援体制の充実・強化を図るとともに、児童相談所等の関係機関と連携し、児童虐待の未然防止、及び早期発見、早期対応など児童の保護に努めます。

- ・児童虐待防止のための体制整備業務の強化
- ・人権・児童相談の充実と強化
- ・虐待を受けた子どもの自立支援

④ 健やかな成長への取組

子どもたちの自立を図り、個性や能力が十分発揮できるよう、関係機関と連携し、子どもの健やかな成長を支援します。

- ・地域ぐるみでの子育て支援の充実
- ・ヤングケアラー等の実態把握と支援
- ・子どもの貧困への支援

担当課	主な事業	施策の方向
地域政策課 各地域づくり推進課	少年少女学級	①④
保険年金課	ひとり親家庭医療費の助成 こども医療費の助成 妊産婦医療費の助成 重度心身障がい者医療費の助成	④
人権・男女共同参画課	人権講話(教室) SOS ミニレター 人権講話(教室) 人権啓発人形劇 人権の花運動 人権教育啓発推進事業 大平隣保館健全育成事業(とちぎ子どもの未来創造大学) 大平隣保館健全育成事業(新春書初め会) 厚生センター地域交流事業(夏・冬の交流会) 厚生センター地域交流事業(読み聞かせ学習会)	①②③④

福祉総務課	生活困窮者自立支援(子どもに対する学習支援)	③④
健康増進課	乳幼児健康診査 産後ケア事業 妊娠期から子育て期における伴走型相談支援	③④
子育て支援課	児童の見守り強化に係る学校訪問 地域子育て支援センター事業 ファミリー・サポート・センター事業 心・育ちの相談室 子育て支援マイサポートチーム事業 母子・父子寡婦福祉資金貸付 母子・父子自立支援相談 ひとり親家庭に対する児童扶養手当の給付 家庭児童相談	①②③④
保育課	特別支援教育・保育事業	①②③④
学校教育課	人権学習の充実 人権教育研究学校の指定 児童生徒支援チームによる学校訪問 いじめに関するアンケート実施 栃木市教育支援センターの設置 スクールカウンセラー等活用事業、スクールソーシャルワーカー配置事業、あったか電話相談の実施 中高合同生徒指導研修会 児童生徒支援研修会	①②③④
生涯学習課	家庭教育学級 家庭教育講演会	①②③④

3 高齢者の人権

(1) 現状と課題

令和7(2025)年には団塊の世代が75歳を迎え、高齢化率は33.3%(3人に1人が高齢者)に達すると予想され、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、要介護者などの増加が見込まれる中、介護期間の長期化も推定されます。

令和4(2022)年の市民意識調査によると、高齢者に関して市が取り組むべき人権課題として、「高齢者を狙った詐欺など」が多く挙げられており、消費者保護の観点から、さらなる注意喚起が必要です。また、「邪魔者扱い」、「虐待」を心配する意見が多く挙げられており、権利擁護について一層の啓発が必要です。

高齢者が社会を構成する重要な一員として生きがいを持ち、住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、地域で見守り、支え合う社会の実現が求められています。

市民意識調査(令和4年9月)において多用されたワード ※()件数
・邪魔者(30)／詐欺(90)／虐待(30)／認知症(10)／弱者(7)／安心(3)

【主な関係法令・計画等】

- ・高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(高齢者虐待防止法)・消費者教育の推進に関する法律(消費者教育法)
- ・栃木市地域支え合い活動推進条例
- ・第2次栃木市消費生活基本計画
- ・第9期栃木市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(R6年度～R8年度)

(2) 目指す姿

- ・高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしが続けられるよう、介護保険制度の適正な運営のほか、地域の多様な主体が連携して、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援相談のサービスを切れ目なく一体的に提供できる地域包括ケアシステムの構築が図られている。
- ・中高年者の就労支援により、社会で活躍する高齢者が心の豊かさや生きがいを得ることができ、健康寿命の延伸が図られている。
- ・認知症の人やその家族への支援が充実し、安心した生活を送っている。

【成果・活動指標】

第2次栃木市総合計画 単位施策4-2-3 高齢者の自立支援の充実

施策区分	指標名	単位	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
4-2-3	シルバー人材センター年間実就業者数	人	776	830
4-2-3	認知症高齢者等SOS ネットワーク登録者数	人	40	300
4-2-3	あったかとしぎ体操年間参加者数	人	23,166	30,000

(3) 施策の方向

① 高齢者の人権を尊重する教育・啓発の推進

超高齢化社会をより豊かで活力あるものとしていくため、高齢者の福祉や人権についての理解と関心が深まるよう啓発活動を推進します。

- ・地域社会での啓発活動の推進
- ・学校教育を通じた理解の促進

② 高齢者の尊厳の確保

認知症の人やその家族を見守る支援体制の充実を図るとともに、高齢者虐待に対し早期に対応できる仕組みづくりに努めます。

また、成年後見制度の周知を図り、認知症高齢者の財産管理や身上保護などの権利擁護のための制度の利用を推進します。

- ・医療連携と地域での見守り体制の充実
- ・消費者被害の未然防止と高齢者虐待防止対策の促進
- ・成年後見制度利用の促進
- ・支援を必要とする高齢者等への総合的相談支援

③ 高齢者の自立支援と生きがいづくりの推進

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるように、高齢者の活躍できる場を提供し、高齢者がいきいきと暮らせるよう包括的な生活支援を行います。

- ・地域支援事業の充実と社会参加の促進
- ・高齢者の就労支援
- ・学習機会の提供

担当課	主な事業	施策の方向
総務人事課	新採用職員に対する福祉研修	①
地域政策課 各地域づくり推進課	高齢者学級	②③
スポーツ課	出前講座 (体力測定、レクリエーション)	③
人権・男女共同参画課	集会所高齢者教室 人権教育啓発推進事業	①②③
高齢介護課	シルバー大学	③
地域包括ケア推進課	認知症初期集中支援専門員事業 成年後見センター運営委託事業 成年後見制度・市民後見人啓発事業 権利擁護事業(成年後見制度) 成年後見制度利用支援事業 権利擁護事業(高齢者虐待) 権利擁護事業(権利擁護研修会) はつらつセンター事業 いきいきサロン事業 配食サービス事業 軽度生活援助員派遣事業 介護予防ケアマネジメント事業 総合相談事業	①②③
商工振興課	「ハローワークとちぎ」求人情報の掲示 栃木市・壬生町合同就職面接会	③
学校教育課	人権学習の充実	①
関係課	ユニバーサルデザインを取り入れたインフラ(環境)の整備	②

4 障がいのある人の人権

(1) 現状と課題

全ての市民が「障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」という障害者基本法の理念を実現するため、本市では、平成30（2018）年3月に「栃木市障がい福祉プラン(平成30年度～令和5年度)」を策定し、総合的かつ計画的に障がい者施策を推進しています。

障がい者についての意識の高まりが見られる一方で、「障害者差別解消法」のことを知っているとした人は、平成29（2017）年の意識調査では、22.5%、令和4（2022）年の調査では、27.9%であり、一層の啓発が必要です。

また、障がい者も参加できるような地域交流を推進することで、市民の理解の向上を図り、障がい者に対する人権侵害や差別等の解消、雇用・労働環境の整備、障がい者の権利を守る相談体制の強化が必要です。

市民意識調査（令和4年9月）において多用されたワード ※（ ）件数
・差別（45）／職場（29）／公共交通（29）／未整備（23）／就職（12）／偏見（10）／弱者（10）／平等／（9）／バリアフリー（5）／邪魔者（3）／理解（4）

【主な関係法令・計画等】

- ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）
- ・障害者の虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）
- ・栃木市共生社会実現のための障害者差別解消推進条例
- ・栃木市手話言語条例
- ・栃木市障がい福祉プラン（R6年度～R11年度）

(2) 目指す姿

- ・障がいに対する理解が進み、偏見や差別がなくなり、市民ひとり一人が、障がいの有無に関わらず、お互いを理解し思いやりや共に支え合う共生社会が実現されている。
- ・障がい者がそれぞれの能力を発揮しながら働き、経済的・社会的に自立した生活を送っている。

- ・公共施設、旅客施設、道路、公園等で、バリアフリー化やユニバーサルデザインの導入など人に優しいまちづくりにより、障がい者でも安心して地域活動や社会参加ができる環境が整備されている。

【成果・活動指標】

第2次栃木市総合計画 単施策 4-2-2障がい者の自立支援の充実

施策区分	指標名	単 位	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
4-2	障がい者社会参加促進事業年間活動実績数	回	24	35
4-2-2	障がい者年間相談件数	件	4,790	5,000

(3) 施策の方向

① 障がい特性及び障がい者に対する理解の促進

障がい者に対する無理解や偏見を取り除くために、障がい特性等についての理解の促進を図り、障がいがある人も障がいがない人もその人らしさを認め合い共に生きる社会づくりを進めます。

- ・障がい特性等についての正しい理解の促進
- ・交流活動等の促進
- ・特別支援教育の充実（インクルーシブ教育の構築）

② 障がい者の人権の尊重と権利擁護の推進

障がい者が安心して暮らすことができる社会づくりのため、障がい者への合理的配慮への理解を促進するとともに、障がい者の人権が守られるような支援体制の充実を図っていきます。

- ・障がい者の自己決定・自己選択の支援
- ・障がい者の権利擁護
- ・障がい者の虐待防止
- ・合理的配慮の提供に向けた支援体制の強化

③ 就労支援と社会参加の促進

就労を希望する人への支援体制の充実や、生きがいづくりを支援し、障がい者の社会参加を促進します。

- 就労の支援
- 社会参加の促進
- 安心して暮らせる生活環境の確保

担当課	主な事業	施策の方向
総務人事課 障がい福祉課	障害者差別解消法についての研修	①②③
人権・男女共同参画課	人権教育啓発推進事業 盲導犬体験学習	①②③
障がい福祉課	障がい者等支援担当者会議 障がい者週間記念講演 窓口相談等 成年後見制度利用支援事業 障がい者虐待対応 ホームページを利用した周知・啓発 障害福祉サービス相談等 特別支援学校進路相談会 障がい者等社会参加促進事業 手話体験会	①②③
学校教育課	人権学習の充実	①②
関係課	ユニバーサルデザインを取り入れたインフラ(環境)の整備	③

5 部落差別（同和問題）

（1）現状と課題

部落問題は、日本社会の歴史的過程で形づくられた身分階層構造により、特定の地域の出身であることやそこに住んでいることを理由に差別される我が国固有の重大な人権問題であり、一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれ、深刻な人権侵害を受けてきました。この問題を解決するため、国は様々な対策事業や啓発活動を実施してきましたが、今もなお偏見や差別意識は根強く残り、結婚や就職等で差別を受けるなど理不尽な人権侵害が生じています。

平成28（2016）年12月に施行された「部落差別解消推進法」においては、現在もなお部落差別が存在し、情報化の進展に伴ってインターネットによる部落差別が生じていることを踏まえ、部落差別は許されないものであるとの認識の下でこれを解消することが重要な課題であり、国や地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実・強化を図ることとしています。

部落差別の解消に関する施策は、すべての人が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念に基づいて、部落差別を解消する必要性について理解を深め、部落差別のない社会を実現するために、教育・啓発等を推進するとともに環境を整備し、さらに教育・啓発活動に携わる人材の育成に取り組む必要があります。

市民意識調査（令和4年9月）において多用されたワード ※（ ）件数
・差別（17）／結婚（8）／地域（6）／ネット（4）

【主な関係法令・計画等】

- ・ 同和対策審議会答申（S40.8）
- ・ 同和対策事業特別措置法（S44.7 施行）（S57.3 失効）
- ・ 地域改善対策特別措置法（S57.4 施行）（S62.3 失効）
- ・ 地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（S62.4 施行）（H12.5 改正）（H14.3 失効）
- ・ 部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）（H28.12 施行）

（2）目指す姿

- ・ お互いの人権を尊重しあう社会の実現に向け研修・講座等を実施し、一人ひとりが部落差別（同和問題）に対する正しい理解や認識を持つことができている。

- ・教職員一人ひとりが人権や人権擁護に関する理解と感覚を磨き、部落差別に対する正しい認識のもとに、適切な教育が行われている。

【成果・活動指標】

施策区分	指標名	単位	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
-	フィールドワーク研修の実施	回	2	2

(3) 施策の方向

① 偏見や忌避意識の解消のための教育・啓発の推進

部落問題についての正しい理解と認識を深めることができるよう、あらゆる場を通じて、人権教育及び人権啓発を推進します。また、各種啓発資料の整備や充実に努め、効果的な研修会や啓発活動が行われるよう支援します。

- ・人権教育の推進
- ・学習機会の提供
- ・地域交流の推進
- ・実態把握による偏見や忌避意識の解消

② 相談・支援体制の充実

生活上の困りごとに関する相談のほか、各種相談窓口を設けるとともに、相談窓口相互の連携及び関係機関との連携を強化するなどして、相談体制の充実を図ります。

また、人権擁護体制を充実させ、差別の解消に努めます。

- ・関係機関と連携した相談体制の充実
- ・差別禁止法等の法整備

担当課	主な事業	施策の方向
市民生活課	合同相談 登録型本人通知制度	①②

<p>人権・男女共同参画課</p>	<p>人権教育啓発推進事業 人権に関する街頭啓発 人権出前講座 人権講話・人権講座 フィールドワーク研修 人権啓発情報誌発行 大平隣保館地域福祉事業(ふれあい交流会) 相談事業(法律相談・生活困りごと相談) インターネットモニタリング事業</p>	<p>①②</p>
<p>学校教育課</p>	<p>栃木市人権教育研修会 人権教育研究学校の指定</p>	<p>①</p>
<p>生涯学習課</p>	<p>栃木市人権教育推進事業に関わる校内研修会</p>	<p>①</p>

6 外国人の人権

(1) 現状と課題

本市の外国人の人口は、5年前の平成30（2018）年3月末時点では、4,159人、国別ではフィリピンが最も多く、次いでネパール、ベトナムとなっていました。令和5（2023）年5月末時点では、約12%増えて4,649人、ベトナム、フィリピン、ペルー、ネパールの順になっています。外国人の増加とともに、小・中学校における児童生徒も増えており、日本語の習得には一定期間を要することから、児童生徒への日本語指導の重要性とその体制改善が急務となっています。

また、本市では、栃木市国際交流協会を中心に、相談窓口業務や日本語教室等の外国人住民支援事業を行っていますが、市内在住者の国籍や言語が多様化している実情を踏まえ、これらの事業を拡充していくことが求められています。

言語や生活習慣、文化等による違いは、住居、教育、労働、地域との交流等、日常生活を送る上で様々な問題を生み、お互いの理解不足は、偏見や差別といった問題につながっています。

多様な国籍、文化、習慣、価値観の違いを認め尊重し合い、国籍や人種、民族を問わず安心して暮らせるよう、人権を尊重する多文化共生社会づくりが重要です。

市民意識調査（令和4年9月）において多用されたワード ※（ ）件数
・差別（20）／偏見（15）／文化（11）／言葉（9）／生活習慣（9）／労働者（9）／ヘイトスピーチ（3）

【主な関係法令・計画等】

- ・外国人労働者の雇用・労働条件に関する指針
- ・本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）

(2) 目指す姿

- ・外国籍住民が本市で「生活者」として暮らせるよう、外国籍住民向けの相談業務の充実を図るなど必要な支援に取り組んでいる。
- ・国内外の様々な交流の拡大に向け、外国籍住民との交流イベントを企画し、相互理解の促進が図られている。
- ・外国人児童生徒等に対する日本語指導が十分に行われている。

【成果・活動指標】

第2次栃木市総合計画 施策 3-1-4グローバル教育の推進 6-2-6多文化共生と交流

施策区分	指標名	単位	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
3-1-4	グローバル教育プログラムによる学習 目標達成度	%	—	80.0
6-2-6	交流イベント年間参加者数	人	256	400
6-2-6	国際交流協会への年間相談件数	件	2,459	2,800

(3) 施策の方向

① 多文化共生意識を育む教育・啓発の推進

異なる文化や習慣及び価値観の違いを認め、お互いの人権を尊重する意識の醸成に努めます。

また、多文化共生の社会を実現するため、お互いの文化を学び交流する場を積極的に提供し、国際理解・相互理解を促進します。

- ・多文化共生意識の向上
- ・国際感覚豊かな人材の育成
- ・交流の場の提供

② 外国人への支援

言葉や文化、習慣等の違いによる日常生活の様々な相談に対する窓口を開設するとともに、日本語学習の促進や地域情報の発信等、外国人が安心して地域に住むことができるよう支援を行います。

- ・多言語による生活情報の発信
- ・日本語学習の場の提供
- ・適正就労のための啓発の推進
- ・相談体制の充実

担当課	事業名	施策の方向
総合政策課	国際理解教室 国際交流サロン 国際交流イベント	①②

	日本文化体験研修 外国人相談窓口 日本語教室 日本家庭料理教室 日本語スピーチコンテスト 外国人住民のための防災教室 広報 PR 事業	
人権・男女共同参画課	大平隣保館主催事業(日本語講座) 人権教育啓発推進事業	①②
学校教育課	小学校外国語活動及び、小中学校外国語科の授業の充実 多言語による進学・学校生活ガイダンス	①②
学校教育課	外国人児童生徒への日本語指導及び適応指導	②

7 インターネットによる人権問題

(1) 現状と課題

インターネットは、スマートフォンやタブレット端末等の普及により、私たちの身近なものとなり、情報入手やSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）の利用による情報の発信・交換等が簡単にできるなど、その利便性はますます向上しています。

しかし、インターネットは、情報発信が技術的・心理的に容易にできる利便性がある反面、発信者側に匿名性があるといった面があり、さまざまな問題が発生しています。特に特定の個人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現などの人権を侵害する情報や個人のプライバシーに関する情報がインターネットの掲示板に掲載されるなど、個人情報の不正な取り扱いが問題となっています。

また、高度なAI技術によって、人間のように自然な会話ができるAIチャットサービスとしてチャットGPTが、令和4（2022）年11月に公開され、生成した文章の見事さや人間味のある回答が大きな話題となりました。しかし、個人情報の取り扱いや意図せず著作権を侵害する可能性があるなど、課題も注視していかなければなりません。

本市では、インターネットによる人権侵害への適切な対応を図るとともに、個人情報保護の観点から、本市で保有する個人情報の適切かつ厳重な管理に努めており、引き続きインターネット上の差別事象等の削除要請を目的にモニタリング作業を実施していく必要があります。また、SNSが年少者の性被害・闇バイト勧誘被害等の端緒（たんしょ）になりがちなことから、身を守るためにも未成年者へのネットリテラシー教育が重要です。市内各小・中学校の年間指導計画において情報モラル教育及びネットリテラシー教育を組み入れ、継続的かつ効果的な指導が必要となっています。

市民意識調査（令和4年9月）において多用されたワード ※（ ）件数
・誹謗中傷（40）／匿名（29）／SNS（28）／問題（26）／人権侵害（12）／被害（10）／子ども（11）／自殺（8）／犯罪（6）／いじめ（6）／規制（4）

【主な関係法令・計画等】

- ・ 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）
- ・ 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境整備等に関する法律（青少年ネット規制法）
- ・ 消費者教育の推進に関する法律（消費者教育法）
- ・ 「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（リベンジポルノ防止法）
- ・ 個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）
- ・ 栃木県青少年健全育成条例
- ・ 栃木県個人情報保護条例

・第3次栃木市消費生活基本計画

(2) 目指す姿

- ・使用のマナーやルールを守ってインターネットの安全な利用ができている。
- ・児童生徒の情報活用能力の向上により、情報モラルを身につけて、よりよいコミュニケーションツールとして安心しながら利用されている。

【成果・活動指標】

第3次栃木市消費生活基本計画 施策 3-1-3高齢者・障がい者・若年者などのぜい弱な消費者への救済支援

施策区分	指標名	単位	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
3-1-3	高齢者を対象としたネット安全教室の実施回数	回	-	4

(3) 施策の方向

① インターネットの適正な利用に関する教育・啓発の推進

個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深め、利用者一人ひとりが情報の収集・発信における個人の責任や情報モラルについて理解し、情報モラルを醸成するための啓発活動を推進するとともに、ネットリテラシーの向上に努めます。また、インターネットによる差別的表現の流布や人権を侵害する情報の掲載については、法務局など関係機関と連携して適切に対応します。

また、ネット上の消費者トラブルに巻き込まれやすい高齢者、障がい者、若年者を中心に、ネット安全教室の開催や啓発など、多様な消費者に向けた対策を行っていきます。

- ・インターネット上での人権意識の醸成
- ・インターネット等による人権侵害への支援

担当課	主な事業	施策の方向
市民生活課	学校等への IT 出前講座 高齢者を対象としたネット安全教室	①
人権・男女共同参画課	人権教育啓発推進事業 モニタリング事業	①
学校教育課	情報モラル教育の充実	①

8 多様な性にかかわる人権

(1) 現状と課題

本市においては、平成31（2019）年3月に「多様な性を知りサポートするためのガイドライン」を策定し、職員が取り組むべき姿勢や考え方、施設の管理運営の在り方について示しました。また、「栃木市パートナーシップ宣誓制度」を令和2（2020）年11月に導入しました。栃木県においても令和4（2022）年9月に同様の制度が導入され、行政独自の制度により、性的マイノリティ（LGBTQ等）の方々が、自分らしく生きることのできる社会づくりが進められています。また、国においては、性的指向およびジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的とする「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が令和5（2023）年6月16日に国会で成立し、23日に施行されました。

性のあり方は多様であり、性自認（自分の性をどうとらえているか、心の性）では、違和感のない人もいれば、違和感のある人もいます。今の社会における性の「普通」とは、「典型的な男・女」の2通りであり、それ以外である性的マイノリティの方に対しては、知らず知らずに「普通でない人」というレッテルを貼ってしまっています。その人たちは、社会の中で偏見の目にさらされることを恐れ、カミングアウトできない人も数多く見られ、「生きづらさ」や「居場所のなさ」を社会に対して発信できずにいます。様々な場面で問題を抱えているその困難に気づき、他者への理解を深め、個を尊重する社会の構築を進めていく必要があります。

市民意識調査（令和4年9月）において多用されたワード ※（ ）件数
・理解（28）／差別（9）／同性（6）／多様性（3）

【主な関係法令・計画等】

- ・性同一性障害の性別の取り扱いの特例に関する法律（性同一性障害特例法）
- ・性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（LGBT理解増進法）

(2) 目指す姿

- ・決めつけや思い込みによる偏見を持つことなく、職員が性的マイノリティ（LGBTQ等）の当事者の心情に寄り添う対応ができています。
- ・多様な性のあり方に対する理解を深めるとともに、性的マイノリティの子どもたちへの支援体

制を整えることで、すべての子どもたちが安心して学校生活を送ることができている。

- ・ 自認する性が尊重されている。

【成果・活動指標】

施策区分	指標名	単位	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
-	多様な性を理解するための教職員向け研修会の開催	回	0	1

(3) 施策の方向

① 人権意識の推進と支援

本市では、性的マイノリティの人への偏見や差別等の人権問題を解消するため、多様な性のあり方に対する理解を深めるための教育・啓発を進めます。

また、不要な性別欄等の現行制度を見直し、性的マイノリティの方々の生きづらさの解消に努め、LGBTQ等の理解と支援を図ります。

- ・ 多様な性への正しい理解促進
- ・ 人権意識の高揚
- ・ 関係機関と連携した支援

担当課	主な事業	施策の方向
総務人事課	人権(多様な性)についての研修	①
人権・男女共同参画課	人権教育啓発推進事業 栃木市パートナーシップ宣誓制度	①
学校教育課	人権教育の充実	①

9 働く人の人権

(1) 現状と課題

日本国憲法では、国民の勤労に関する規定として、職業選択の自由や勤労の権利等を保障しています。また、労働基準法により、労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならないことや、労働者と使用者が対等の立場において決定することなどが規定されています。

令和4（2022）年9月の市民意識調査では、長時間労働、非正規就業や所得格差、職場でのさまざまなハラスメント（嫌がらせ）、障がい者や外国人の雇用や処遇、男女の均等待遇や仕事と生活（家事・子育て）の両立支援などの課題が指摘されています。さらに、最近では、カスタハラ（カスタマーハラスメント）から就労者を守る取り組みの必要性が指摘されております。

このような社会情勢の変化に伴い、就労者を取り巻く環境や課題に対しての就労支援や、多様化、複雑化している労働相談の充実など、変化に応じた支援策が必要となっています。

市民意識調査（令和4年9月）において多用されたワード ※（ ）件数

・長時間労働（48）／パワハラ（54）／セクハラ（28）／非正規雇用（50）／待遇（17）
／職場環境（6）／人権（6）／労働時間（6）／働きやすい環境（5）／サービス残業（5）／時間外労働（3）

【主な関係法令・計画等】

- ・労働基準法
- ・雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）
- ・労働安全衛生法
- ・仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章
- ・栃木市職員のハラスメント防止に関する規程
- ・栃木市職業生活における女性活躍推進計画
- ・栃木市職員笑顔の子育て&女性活躍サポートプラン

(2) 目指す姿

- ・事業所における人権意識が向上し、ハラスメントがない明るく安心して働くことができる職場となっている。
- ・事業主や勤労者等がワーク・ライフ・バランスを意識しながら、「仕事」と「家庭（生活）」の両方を充実させた働き方を目指すことで、一人一人がやりがいや充実感を持って働ける社会となっている。

【成果・活動指標】

第2次栃木市総合計画 施策 3-5-1 学校や地域における教育環境の整備 5-3-3 ダイバーシティ社会への取組

施策区分	指標名	単位	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
3-5-1	時間外勤務時間1か月45時間以内の教職員の割合	%	45.1	100
5-3-3	ワーク・ライフ・バランス関連講座回数	回	4	34

(3) 施策の方向

① 職場における人権意識の推進と支援

長時間労働の抑制に向けて、企業や関係機関への働きかけを進めていくとともに、働きやすい環境づくりのための育児、介護休業制度の普及・促進を図り、仕事と子育て・介護の両立支援を進めるための情報提供や意識啓発に努めていきます。

- ・働きやすい職場環境づくりの推進
- ・仕事と家庭の両立（ワーク・ライフ・バランス）のための支援
- ・働きがいのある人間らしい仕事（ディーセントワーク）の推進

担当課	主な事業	施策の方向
総務人事課	ハラスメント研修 イクボス宣言の実施 特定事業主行動計画の推進	①
人権・男女共同参画課	育児、介護休業制度等の普及・啓発 人権教育啓発推進事業	①
商工振興課	企業で働く人へのための人権啓発冊子送付 働き方改革講演会の実施 働く場における労働環境向上のための啓発 働く場におけるハラスメント防止対策の推進 女性の起業に関する支援 働く場における男女格差解消の推進 女性活躍推進に積極的に取り組む事業所の支援 仕事と家庭の両立（ワーク・ライフ・バランス）のための支援 育児、介護休業制度等の普及・啓発	①

教育総務課	学校業務適正化事業	①
-------	-----------	---

10 災害に伴う人権問題

(1) 現状と課題

平成23（2011）年3月11日に発生した東日本大震災及びこれに伴う原子力発電所の事故においては、避難生活の長期化に伴うトラブルや原発事故に伴う風評からの偏見、差別等についての人権問題が発生しました。

本市においては、平成27（2015）年9月の関東・東北豪雨、さらに、令和元（2019）年10月の東日本台風により大規模な被害を受けました。令和5（2023）年7月現在においても、北九州や日本海側での洪水や土砂崩れ、内水氾濫等による大規模な被害が報告されています。

また、令和5（2023）年7月に国連・グテーレス事務総長が、「地球温暖化の時代は終わり、地球沸騰の時代が到来した」と発言したように、世界各地で高温を記録した報道が相次ぎました。日本においても、熱中症で命を落とすニュースが続いています。

近年多発する豪雨、地震等による自然災害により、周辺住民への避難指示が出される機会が増えています。避難生活でのプライバシーの確保のほかに、介護の必要な人、妊産婦、乳幼児、難病患者、日本語の話せない外国人など、避難者の多様なニーズに対応した支援や配慮の必要性などが改めて認識されることになりました。

さまざまな災害が起こり得る意識を持ち、不安な状況下にあっても、互いの人権が十分尊重されるよう取組が求められています。

市民意識調査（令和4年9月）において多用されたワード ※（ ）件数
・精神的（9）／被災者（6）／不安（5）／ケア（6）／ショック（4）／被害（4）／
将来（3）／ 援助（3）

【主な関係法令・計画等】

- ・ 災害対策基本法
- ・ 厚生労働省防災業務計画
- ・ 栃木市地域防災計画

(2) 目指す姿

- ・ 関係各所との連携を図り、被災者に寄り添った十分な支援ができている。
- ・ 日本の災害に不慣れな外国人が災害情報を共有でき、十分な支援が受けられている。

【成果・活動指標】

第2次栃木市総合計画 施策 1-1-2 防災・危機管理御強化

施策区分	指標名	単位	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
1-1-2	自主防災組織の組織数	組織	65	115
1-1-2	防災協定締結数	件	99	120

(3) 施策の方向

① 人権尊重の視点に立った災害対応の推進

本市では、「栃木市地域防災計画」に基づき、災害時における要配慮者や性別等によるニーズの違いなど多様な視点に十分配慮するよう努めるとともに、人権侵害を許さない教育・啓発に努めます。

- ・ 災害に伴う人権意識の醸成
- ・ 心のケアとサポート体制の推進
- ・ 防災分野における男女共同参画意識の推進

担当課	主な事業	施策の方向
危機管理課	出前講座(防災対策について)	①
総合政策課	外国人住民のための防災教室	①
人権・男女共同参画課	防災における男女共同参画の推進 人権教育啓発推進事業	①
予防課	婦人防火クラブ運営支援 出前講座(防災対策について) 火災予防啓発及び住宅用火災警報器の普及啓発活動	①

11 感染症にかかわる人権問題

(1) 現状と課題

令和2（2020）年からの新型コロナウイルス感染症の流行において、我々は感染症に対する知識や理解の不足から、社会生活の様々な場面で、特に患者やその家族、医療従事者に対し、差別やプライバシー侵害などの人権問題に直面しました。

エイズ（後天性免疫不全症候群）においては、HIV（ヒト免疫不全ウイルス）の感染力は弱く、日常生活で感染することはありませんが、医学的に見て不正確な知識や思い込みによる過度の危機意識の結果、患者や元患者、その家族に対する様々な人権問題が生じています。

ハンセン病においても、菌の感染力は弱く、適切な治療を行えば治る病気ですが、平成8（1996）年に、らい予防法が廃止されるまで、患者の隔離政策がとられてきました。現在、療養所で生活している方々は、既に治癒しているにもかかわらず、これまでの長期間にわたる隔離などにより、家族や親族などとの関係を断たれ、今も残るハンセン病に対するそれまでの認識の誤りによる社会の偏見や差別、自身の高齢化などの理由で社会復帰が困難な状況にあります。

これらの感染症をめぐる状況は、その時代の医療水準や社会環境により変化するものですが、患者の方々の置かれている状況を踏まえ、患者やその家族、医療従事者に対し人権に配慮した適切な対応が求められます。

本市においても誤った知識や風評等に基づく偏見や差別の解消を目指し、教育・啓発活動を推進していくことが必要となっています。

市民意識調査（令和4年9月）において多用されたワード ※（ ）件数
・理解（15）／差別（5）／偏見（6）／過大（4）／過剰（3）／不安（3）

【主な関係法令・計画等】

- ・ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症予防法）
- ・ ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（ハンセン病補償法）
- ・ ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（ハンセン病問題基本法）
- ・ 新型インフルエンザ等対策特別措置法

(2) 目指す姿

- ・感染症予防の推進に加え、「不安を差別につなげない」ために偏見や差別意識の解消を意識した啓発事業の充実が図られている。
- ・未知の感染症が発生した際にも人権を守り、感染症対策を行う体制が整備されている。

【成果・活動指標】

施策区分	指標名	単位	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
-	人権施策を記載した新型インフルエンザ等行動計画の策定	-	記載なし	記載あり

(3) 施策の方向

① 正しい理解と人権意識啓発の推進

HIV感染者、ハンセン病患者、新型コロナウイルス感染者その他の感染症患者及び元患者並びに医療従事者等の人権を守るための啓発活動を行い、感染症等に対する正しい理解を深め、偏見や差別意識の解消を図っていきます。

- ・偏見や差別意識の解消
- ・支援体制の推進

担当課	主な事業	施策の方向
人権・男女共同参画課	人権教育啓発推進事業 ホームページ等を利用した啓発	①
健康増進課	新型インフルエンザ等対策行動計画の改定 新型コロナウイルス感染症対策事業 世界エイズデーのポスター掲示を通じたHIVに関する知識の啓発	①

12 犯罪被害者とその家族の人権

(1) 現状と課題

犯罪被害者とその家族は、犯罪そのものやその後遺症、仕返しへの不安、捜査や裁判の過程における精神的、時間的負担、失業、転職などによる経済的困窮など日常生活に大きな影響を受けています。また、精神的、肉体的、経済的に苦しめられるだけでなく、マスメディアによる行き過ぎた犯罪報道によるプライバシー侵害や名誉棄損、過剰な取材による平穏な日常生活の侵害等の二次的被害も懸念されています。

国は、平成17（2005）年に「犯罪被害者等基本法」を施行するとともに、「犯罪被害者等基本計画」を策定し、総合的な犯罪被害者等への支援対策を推進してきたところですが、平成28（2016）年には「第3次犯罪被害者等基本計画」を策定し、さらなる犯罪被害者等の権利や利益を保護するための制度整備の強化を図っています。

栃木県においては、平成22（2010）年3月に県の実状に応じた犯罪被害者等への支援施策を体系化した「栃木県犯罪被害者等支援基本計画」を策定し、5か年の期間終了後も、引き続き「県民の誰もが安心して暮らすことのできるとちぎ」の実現に向け、平成28（2016）年3月に「第2次栃木県犯罪被害者等支援基本計画」を策定しました。

本市においても、犯罪被害者等が安心して安全な生活を送るため、令和4（2022）年9月に「栃木市犯罪被害者等支援条例」が施行されました。犯罪行為により被害を受けた被害者遺族、本人に対し一日も早く平穏な暮らしを取り戻す一助として、見舞金を支給しています。市民一人ひとりが被害者の置かれている状況を理解し、社会全体で犯罪被害者等を支えていく気運を醸成するとともに、カウンセリングによる被害者の心身の負担軽減と早期回復を図るなど、支援体制の強化が求められています。

市民意識調査（令和4年9月）において多用されたワード ※（ ）件数
・偏見（11）／2次被害（5）／プライバシー（5）／ケア（4）

【主な関係法令・計画等】

- ・ 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（犯罪被害者支援法）
- ・ 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律（犯罪被害者保護法）
- ・ 犯罪被害者等基本法

- ・ 第4次犯罪被害者等基本計画
- ・ 栃木県安全で安心なまちづくり推進条例
- ・ 第3次栃木県犯罪被害者等支援基本計画
- ・ 栃木市犯罪被害者等支援条例

(2) 目指す姿

- ・ 犯罪被害者遺族、重傷病を負った犯罪被害者の方に対し、一日も早く平穏な暮らしを取り戻すことができるよう、迅速な支援が行われている。

【成果・活動指標】

施策区分	指標名	単位	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
—	遺族見舞金支給率	%	—	100
—	重傷病見舞金支給率	%	—	100

(3) 施策の方向

①人権意識啓発の推進と支援

犯罪被害者等の人権が尊重されるよう関係機関と連携し、自立支援に努めます。また、市民一人ひとりが犯罪被害者等の人権に配慮できるよう、教育・啓発を推進します。

- ・ 相談・支援体制の強化

担当課	主な事業	施策の方向
交通防犯課	犯罪被害者等支援事業	①
人権・男女共同参画課	人権教育啓発推進事業 ホームページ等を利用した啓発	①

13 刑を終えて出所した人の人権

(1) 現状と課題

刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見・差別は根強く、本人に更生の意欲があっても、身元の引き受けが難しいことや就労、住居の確保が困難であるなど社会復帰において現実には、極めて厳しい状況にあります。

刑務所を満期で出所した人のうち、約5割が適当な帰住先が確保されないまま刑務所を出所しています。(栃木市再犯防止推進計画(R3.1策定)より)本市においても、生活の安定のための就労と住居の確保は、再犯防止に向けた重要な課題でありますので、協力団体や関係機関等と連携のうえ、利用可能な既存の制度等を活用し、一人ひとりの状況に応じた就労や住居の支援を行います。

本市においては、更生保護法人栃木明徳会にて、女性入所者の問題特性に焦点を当て、心身の調和と自己統制力及び適切な自己表現力を養い、また、社会内での適切な対応力や社会生活における常識的な金銭感覚を習得するため、明徳会独自のプログラムである「セルフコントロールプログラム」を始めとする様々な取組みを行っています。

このように、刑を終えて出所した人が、社会復帰するためには、本人の強い更生意欲と併せて、家族をはじめ、職場や地域社会など周囲の人々の理解と協力が欠かせないことから、偏見や差別意識を解消し、包括的な支援体制の強化が求められています。

市民意識調査(令和4年9月)において多用されたワード ※()件数
・差別(5)／偏見(3)／就職(3)／職場(2)／職場復帰(2)

【主な関係法令・計画等】

- ・更生保護事業法
- ・再犯の防止等の推進に関する法律(再犯防止推進法)
- ・更生保護法
- ・再犯防止推進計画加速化プラン
- ・第二次再犯防止推進計画
- ・栃木県再犯防止推進計画
- ・栃木市再犯防止推進計画

(2) 目指す姿

- ・刑を終えて出所した人が地域社会の一員として、円滑な社会生活が営まれている。

【成果・活動指標】

栃木市再犯防止推進計画（R3.1策定）

施策区分	指標名	単位	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
-	更生保護法人栃木明德会における自立更生の相談達成率	%	100	100

(3) 施策の方向

① 人権意識啓発の推進と支援

刑を終えて出所した人が社会の一員として生活できるように、偏見・差別を解消するための教育・啓発並びに自立更生の促進に関する取組みを実施します。

担当課	主な事業	施策の方向
総務人事課 福祉総務課	市での雇用を通じた就労支援	①
人権・男女共同参画課	人権教育啓発推進事業	①
福祉総務課	社会を明るくする運動 更生保護法人栃木明德会における自立更生の促進に関する取組み 各種メディアを活用したPR	①
建築住宅課	市営住宅提供事業の実施	①

14 ホームレス等生活困窮者にかかわる人権

(1) 現状と課題

自立の意思がありながら、やむを得ない事情でホームレスとなり、健康で文化的な生活ができない人々が多数存在しており、嫌がらせや暴力の被害に遭うなど、人権侵害が起こっています。

また、生活困窮者の中には、病気や障害、DV、虐待、不登校、ひきこもりなど、多くの課題を抱え、偏見や差別等により自己肯定感や自尊感情を失っている方もいます。支援にあたっては、相談者一人ひとりをかけがえのない存在として、その尊厳を守ることが必要です。国は、平成27（2015）年に施行した「生活困窮者自立支援法」により、生活保護に至る前の生活困窮者に対する自立支援の強化を推進する一方、ホームレス対策については「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」の趣旨を踏まえ、ホームレスの人権の擁護を推進することが必要であるとしています。

ホームレスを取り巻く課題を解決していくためには、住民の理解と協力を得て、地域社会の中で自立した日常生活が可能となるように支援していくことが必要です。

また、生活困窮者は病気で働けない、引きこもり、負債を抱えているなど、複合的な課題を抱え、社会とのつながりが薄れている状況があります。自ら行政サービス等にアクセスできない状態も考えられ、アウトリーチ等による地域包括的支援体制により、日常生活や社会生活における自立をサポートしていくことが重要です。

市民意識調査（令和4年9月）において多用されたワード ※（ ）件数
・差別（4）／偏見（2）

【主な関係法令・計画等】

- ・ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（ホームレス自立支援法）
- ・ホームレスの自立の支援等に関する基本方針
- ・生活困窮者自立支援法

(2) 目指す姿

- ・ホームレスに対する誤解や偏見を解消するための教育・啓発活動を推進するとともに、生活困窮者対策に総合的に取り組み、生活困窮者の自立支援に取り組んでいる。
- ・生活困窮者の身体的・精神的状況及び日常生活管理能力、社会適応能力など有する能力を把握した上で自立阻害要因を分析し、それに応じた支援を行い、それぞれの能力や状況に

応じて経済的な自立だけでなく、日常生活や社会生活における自立についても支援している。

【成果・活動指標】

第2次栃木市総合計画 単施策 4-2-4 生活困窮者等への支援の充実

施策区分	指標名	単位	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
4-2-4	就労により自立した年間世帯数	世帯	21	30

(3) 施策の方向

① 人権意識啓発の推進と支援

本市では、今後の社会情勢や雇用情勢等を踏まえ、ホームレス等の生活困窮者の自立支援を促進するとともに、偏見・差別を解消するための教育・啓発を図り、生活困窮者対策に総合的に取り組めます。

担当課	主な事業	施策の方向
福祉総務課	行旅死病人救助事業 生活困窮者自立支援事業	①

15 アイヌの人々の人権

(1) 現状と課題

アイヌの人々は、古くから北海道などに居住していた民族で、自然と共生し、固有の言語であるアイヌ語や伝統儀式、固有のアイヌ模様等、豊かな文化を発展させてきました。江戸末期に国境画定を進めていた幕府は、アイヌの居住地をアイヌの人々の意に関わらず日本の領土であると主張しました。明治に入って、蝦夷地が北海道と改称されるとともに、大規模な移民により北海道開拓が進められ、全国的な租税制度の確立のための近代的土地所有制度の導入により、アイヌの人々は狩猟、漁労、採取などの場を狭められ、さらに狩猟、漁労の禁止も加わり貧窮を余儀なくされました。また、政府はアイヌの人々に対して、アイヌの生活習慣や様式を無視して日本語の使用や日本式の姓名を名乗ることを強制しました。その結果、現在においてもアイヌの人々の経済状況や生活環境、教育水準等は、他の人々と格差が認められるほか、結婚や就職等における偏見や差別の問題が生じています。

本市においても、アイヌ固有の文化や伝統に対する正しい認識と理解を深め、人権尊重の観点から民族の尊厳を尊重する社会の実現を目指し、関係機関と連携協力を図り、教育・啓発を推進していくことが重要です。

市民意識調査(令和4年9月)において多用されたワード ※()件数
・差別(4)／理解(2)／偏見(1)

【主な関係法令・計画等】

- ・アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律(アイヌ施策推進法)

(2) 目指す姿

- ・アイヌの人々の伝統・文化が尊重され、民族の尊厳が尊重されている。

【成果・活動指標】

施策区分	指標名	単位	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
—	社会科を中心としたアイヌの人々や文化の理解を深めるための授業を実施した学校数	校	市内全校 (42校)	市内全校 (42校)

(3) 施策の方向

(1) 人権意識啓発の推進

本市では、民族としての誇りを尊重する社会を目指して、アイヌの人々の伝統と文化について理解し、尊重するための教育・啓発に努めます。

担当課	主な事業	施策の方向
人権・男女共同参画課	人権教育啓発推進事業 ホームページ等を利用した啓発	①
学校教育課	人権学習の充実	①

16 北朝鮮による拉致問題

(1) 現状と課題

北朝鮮による拉致問題は深刻な人権侵害であり、我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題であることを認識する必要があります。

政府は平成 22（2010）年までに 17 名を北朝鮮による拉致被害者として認定しています。平成 14（2002）年に 5 名の拉致被害者が帰国しましたが、その後問題解決に向けた具体的な北朝鮮の行動はありません。

拉致問題を含む北朝鮮による人権侵害問題についての国民の関心と認識を深めるため、毎年 12 月 10 日から 16 日までの 1 週間は、「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」と定めています。また、全ての拉致被害者を一刻も早く帰国させるように、被害者の祖国日本と北朝鮮を隔てる「日本海の青」、被害者と御家族を唯一結んでいる「青い空」をイメージして、拉致被害者の救出を求める国民運動であるブルーリボン運動を展開しています。

国は、平成 23（2011）年に「人権教育・啓発に関する基本計画」を一部変更し、「各人権課題に関する取組」の中に「北朝鮮当局による拉致問題等」を追加し、問題解決には、幅広い国民各層及び国際社会の理解と支持が不可欠であり、その関心と認識を深めることが必要としています。拉致問題等についての正しい知識の普及を図り、国民の関心と認識を深めるための取組を積極的に推進し、拉致問題の解決には、国内世論及び国際世論の後押しが重要であるとの観点から、拉致問題に関する国内外の理解促進に努めています。

国際社会を挙げて取り組むべき課題とされる中、北朝鮮による拉致問題についての市民の関心と認識を深めていくとともに、この問題が在日韓国人・朝鮮人の人々等への差別につながるような意識啓発等の取組が必要です。

市民意識調査（令和 4 年 9 月）において多用されたワード ※（ ）件数
・人権侵害（4）／政府（2）／世界（2）／責務（2）

【主な関係法令・計画等】

- ・拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律（北朝鮮人権侵害対処法）
- ・北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律（拉致被害者支援法）

(2) 目指す姿

北朝鮮による拉致問題の真相が明らかとなり、すべての拉致被害者の安全が確保され、帰国できるよう北朝鮮との協議を求める世論ができています。

【成果・活動指標】

施策区分	指標名	単位	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
-	ブルーリボン運動	箇所／年	3	3

(3) 施策の方向

① 人権意識啓発の推進

本市においても、多くの市民が拉致問題への関心と理解を深めることができるよう、教育・啓発に努めます。

担当課	主な事業	施策の方向
人権・男女共同参画課	北朝鮮人権侵害問題啓発週間(12月10日から16日までのブルーリボン運動 人権教育啓発推進事業 ホームページ等を利用した啓発	①

17 その他の人権問題

これまでに挙げた他の人権問題、例えば、性的搾取、強制労働等を目的とした人身取引や社会環境の変化等に伴い新たに生じる人権問題などに対し、すべての人の人権が尊重される社会を目指し、あらゆる機会を通じて人権教育・啓発の推進を図り、相談・支援など包括的に問題解決を推進していきます。マジョリティ（社会的に強い立場である人、多数派）に対し、マイノリティ（社会的に弱い立場にあり人、少数派）は、声を上げづらい現状を認識し、「マイノリティの人権」を尊重して公平な社会を目指します。

第4章 計画の推進

1 計画の推進体制

(1) 推進体制

市民の誰もが心豊かに暮らせる社会の実現を目指すため、本計画を十分踏まえ、市の全庁的組織である「栃木市人権施策推進本部」のもと、関係各課と緊密な調整を図り、総合的かつ効果的な施策の遂行に努めます。

(2) 国及び県との連携

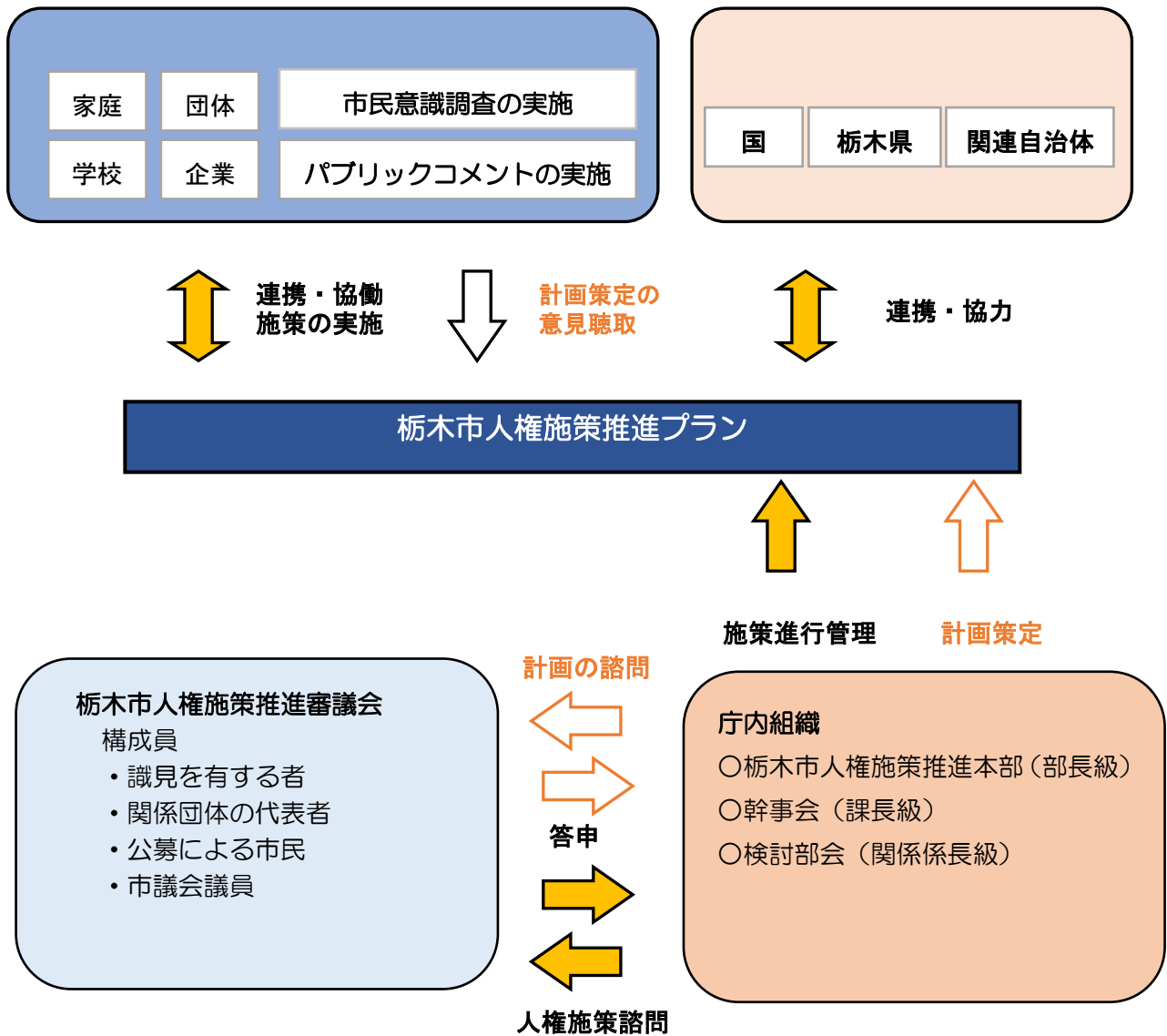
人権施策の推進にあたっては、国、県、市がそれぞれの立場から様々な取組を行っており、国内外の計画や方針の積極的な情報収集に努め、整合性に配慮するとともに、より効果のある施策の推進を図ります。

また、人権尊重の社会づくりを進めるには、相互の緊密な連携のもと協力体制を強化した幅広い取組が必要です。このため、宇都宮地方法務局栃木支局・真岡支局とそれぞれの管内の市町で組織する「栃木・真岡人権啓発活動地域ネットワーク協議会」のもと、多面的かつ広域的な取組を進めるための緊密な協働・連携を図ります。

(3) 企業、団体等との連携

人権施策の推進にあたっては、行政だけでなく、市民や企業、団体、マスメディア、NPO、ボランティア等における自主的、主体的な活動が不可欠であり、企業や団体等が、柔軟かつ特徴ある活動を生かして市民への積極的な人権教育・啓発に関われるような取組を支援するとともに、協働・連携を進めます。

○計画の推進体制図



2 あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

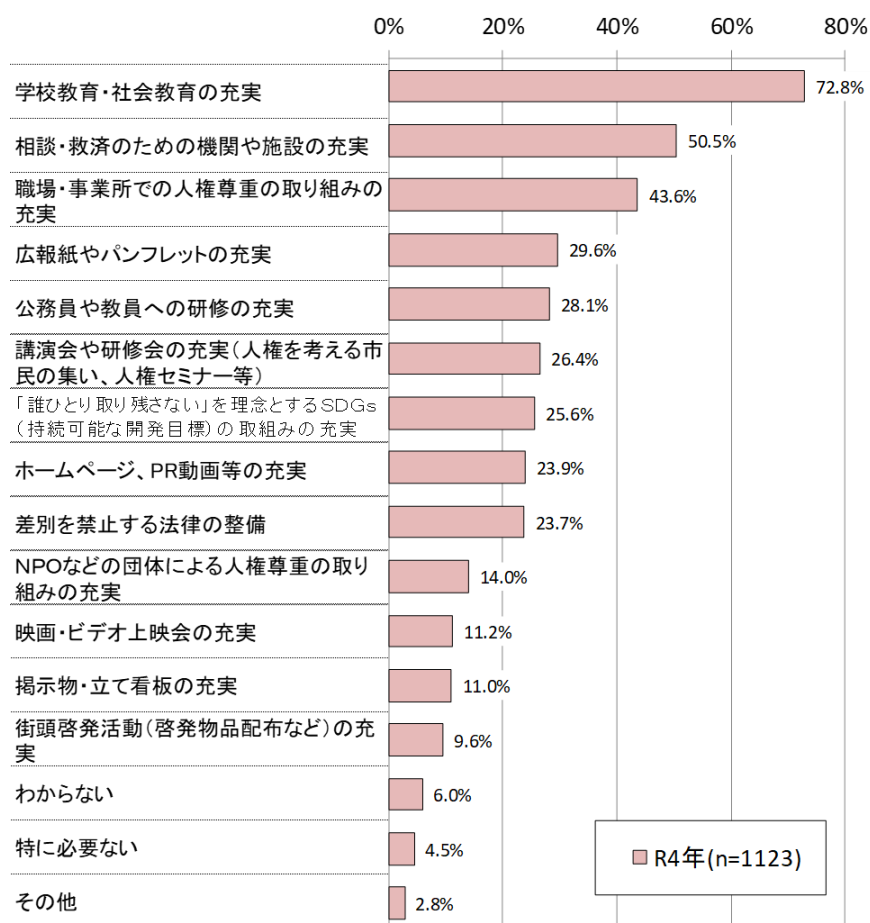
生活や価値観の多様化、個人の権利意識の高揚によって、人権についての重要性を多くの人が意識するようになってきました。人権問題が多様化する中で、積極的かつ継続的な人権意識を深めることが必要になっており、あらゆる場を通じて、人権意識を理解するための啓発活動を推進します。

令和4年の市民意識調査によると、「“人権のまち”をつくるためには、今後、必要なこと」という問いに、「学校教育・社会教育の充実」(72.8%) (平成29年61.5%)、次いで「相談・救済のための機関や施設の充実」(50.5%) (平成29年30.6%)、「職場・事業所での人権尊重の取り組みの充実」(43.6%) (平成29年31.0%)、が多くなっています。

本計画の基本理念である「こころ和み、みんな笑顔のあったか“とちぎ”」の実現を目指して、すべての人の基本的人権を尊重する施策を積極的に進めていく必要があります。

【市民意識調査】

問 “人権のまち”をつくるためには、今後、どのようなことを行う必要があると思いますか？



(1) 保育園・幼稚園・学校等

保育園・幼稚園・学校では、未来を担う子どもたちがバランスの取れた人権感覚を身に付ける重要な時期です。様々な人権問題に関わる差別意識の解消を目指し、教育活動の中に人権教育を適切に位置づけ、積極的に人権教育・啓発を推進します。また、家庭や地域社会と連携して、人権についての理解を深める学習や研修の機会を提供します。

また、いじめ、不登校、暴力、子どもの貧困、ヤングケアラー等の問題を抱える児童生徒に対する取組や支援が机上の理解にとどまることがないように、指導方法の研究・充実や、児童生徒の人権侵害に対する相談支援体制の強化に努めます。

【主な取組】

- | | |
|---------------|-----------------|
| ・発達段階に応じた人権教育 | ・指導内容・方法の改善及び充実 |
| ・家庭、地域社会との連携 | ・相談体制の充実 |

(2) 家庭・地域社会

家庭は、命を大切にし、人を思いやる心を育て、人間の尊厳を理解する最も身近な場です。特に子どもにとって、基本的な生活習慣やマナーなどの人格形成についての大切な場であるとともに、家庭で受ける愛情から生まれる自己肯定感を基礎として、自他共に尊重する心を育てる場であると考えられます。また、家庭の状況も多様化し、ヤングケアラーの問題も指摘されています。そのため、家庭で人権意識を身に付けることができるよう、多面的な支援の充実に努めます。

また、本来、地域社会は様々な人との関わりや実際の体験を通じて、豊かな人間性や社会性を育む場です。

近年では、単身世帯や外国人世帯が増加し、地域のコミュニティも多様化しています。SDGsの「誰一人取り残さない」社会を目指し、お互いの性別、文化、生活習慣等の違いを理解し、その違いを尊重し合うことで、みんなが幸せな社会へとつながります。本市では、市主催による人権講演会等の人権問題に関する講演会及び研修会を開催し、人権について学習し理解を深める機会の提供に努めます。

また、地域の団体による主体的な活動を支援します。

【主な取組】

- | | |
|-----------------|--------------|
| ・学習の機会及び情報提供の充実 | ・相談体制の充実 |
| ・関係機関との連携 | ・学校、地域社会との連携 |
| ・住民との協働 | ・各種交流事業の支援 |

(3) 職場

近年、企業・事業所等を取り巻く環境は大きく変化しています。世界的規模に広がる経済活動や人権意識の高まり、働き方改革への対応、女性活躍推進法の成立やSDGs等への取組、企業や事業所等は、その活動を通じて社会を構成する一員として社会的に責任を果たしていくことが重要視されています。

職場においては、雇用関係からパワハラやセクハラ等の各種ハラスメントを受けるケースが見られます。市民意識調査においても、外国人への処遇について問題視する声が上がっています。本市では、各種ハラスメントの排除や就労の機会均等、労働条件の整備等、不当な差別のない誰もが働きやすい職場環境づくりのため、企業・事業所等に対する人権教育・啓発活動を推進します。

特に、企業の経営者や人事担当者などが人権問題について正しい知識と理解を持ち、人権意識を従業員に啓発することが出来るよう職場内研修や啓発活動の実施を推進します。

【主な取組】

- ・ 情報提供の充実
- ・ 相談体制の充実

- ・ 啓発・研修活動の支援

3 人権に関係する特定職業従事者に対する人権教育・啓発の推進

特に人権に関わりの深い特定の職業従事者は、人権尊重についての理念を十分に理解した上で職務を遂行しなければなりません。そのため、様々な人権尊重に関する研修を通じて、人権教育・啓発の推進を図ります。

(1) 市職員

①行政職員

人権が尊重される社会を実現するために、市職員は「全体の奉仕者」である公務員として、日本国憲法に保障されている基本的人権の尊重を、業務の遂行を通じて実現することが求められます。職員一人ひとりが、人権に対する正しい知識を深め、業務において人権の尊重に配慮した主体的な行動ができるよう、職場研修や自己研鑽に努めます。

②消防職員

消防職員においては、消火活動や救急救命活動等、住民の生命、身体の安全や財産の保護に関わることから、人権に配慮した任務の遂行が求められます。そのため、人権教育・啓発に関する研修及び情報提供の充実に努めます。

(2) 教職員・社会教育関係者

学校等において人権教育の推進を図るためには、学校教育に関わる教職員・社会教育関係者が人権の尊重についての正しい知識を得るとともに、その指導や実践の方法についてさらなる研究と向上に努めます。また、行政・団体等と連携し、学校における児童生徒の人権侵害に関する問題の解決を図るための相談支援体制の充実に努めます。

(3) 医療・保健福祉関係者

医療従事者、保健師、ケースワーカー、民生委員・児童委員、社会福祉施設の職員等の医療や特定非営利活動法人などの福祉関係者は、人の生命や生活に深く関わっていることから、人間の尊厳を幅広く理解し、人権を十分に尊重した姿勢が常に求められます。業務に従事する上で必要な人権尊重についての理解を継続できるよう、人権教育に関する研修を推進します。

(4) マスメディア関係者

マスメディアを通じて様々な大量の情報が大多数の人に届けられ、それは日常生活に大きな影響を与えています。しかし、マスメディアの行き過ぎた取材や偏った報道等が個人のプライバシーや人権を侵害することが問題となっています。マスメディア関係者には、人権に配慮した取材・報道が求められます。一方で、第三者としての立場や大多数の人への情報を伝える特性を生かし、人権意識の啓発を進める広報活動も期待されており、適切な情報活用を図るための啓発に努めます。

4 計画のフォローアップ

本計画に基づく人権施策については、毎年度進捗管理を行い、「栃木市人権施策推進審議会」において検証し、その結果を施策の遂行に反映させるよう努めます。

また、本計画は国・県の動向及び社会状況の変化を踏まえた人権施策とするため、5年ごとに見直しを行っていきます。

【成果・活動指標】

第2次栃木市総合計画 単施策 6-1基本的人権尊重 6-1-1人権の尊重

施策区分	指標名	単位	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
6-1	日頃から人権を意識して生活している割合	%	84.9	90.0
6-1-1	人権講演会の参加人数のうち、重要な課題だと感じた人の割合	%	64.0	80.0
6-1-1	人権講習会、研修会等年間参加者数	人	1,930	4,000

第4章 計画の推進

1 計画の推進体制

(1) 推進体制

市民の誰もが心豊かに暮らせる社会の実現を目指すため、本計画を十分踏まえ、市の全庁的組織である「栃木市人権施策推進本部」のもと、関係各課と緊密な調整を図り、総合的かつ効果的な施策の遂行に努めます。

(2) 国及び県との連携

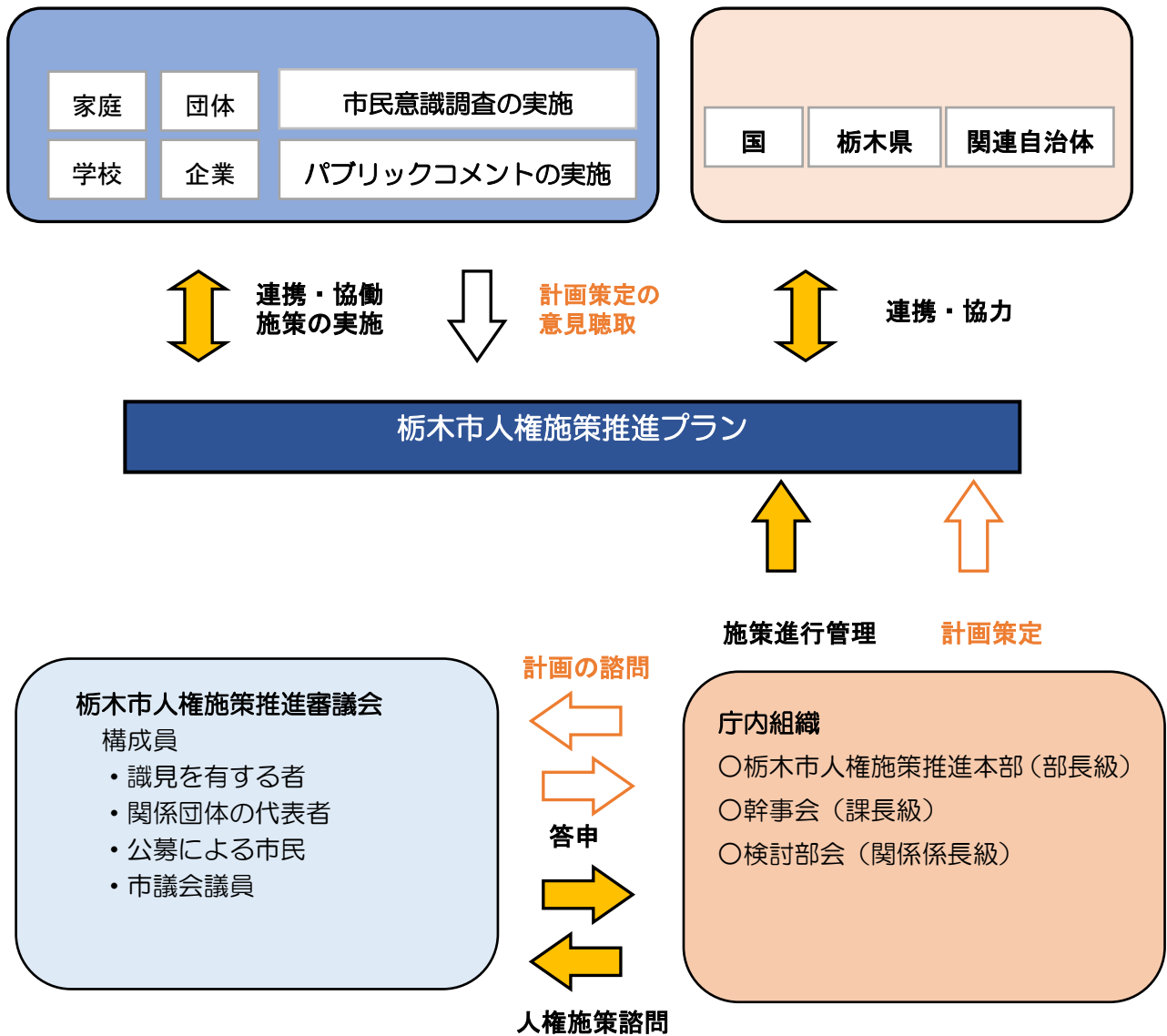
人権施策の推進にあたっては、国、県、市がそれぞれの立場から様々な取組を行っており、国内外の計画や方針の積極的な情報収集に努め、整合性に配慮するとともに、より効果のある施策の推進を図ります。

また、人権尊重の社会づくりを進めるには、相互の緊密な連携のもと協力体制を強化した幅広い取組が必要です。このため、宇都宮地方法務局栃木支局・真岡支局とそれぞれの管内の市町で組織する「栃木・真岡人権啓発活動地域ネットワーク協議会」のもと、多面的かつ広域的な取組を進めるための緊密な協働・連携を図ります。

(3) 企業、団体等との連携

人権施策の推進にあたっては、行政だけでなく、市民や企業、団体、マスメディア、NPO、ボランティア等における自主的、主体的な活動が不可欠であり、企業や団体等が、柔軟かつ特徴ある活動を生かして市民への積極的な人権教育・啓発に関われるような取組を支援するとともに、協働・連携を進めます。

○計画の推進体制図



2 あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

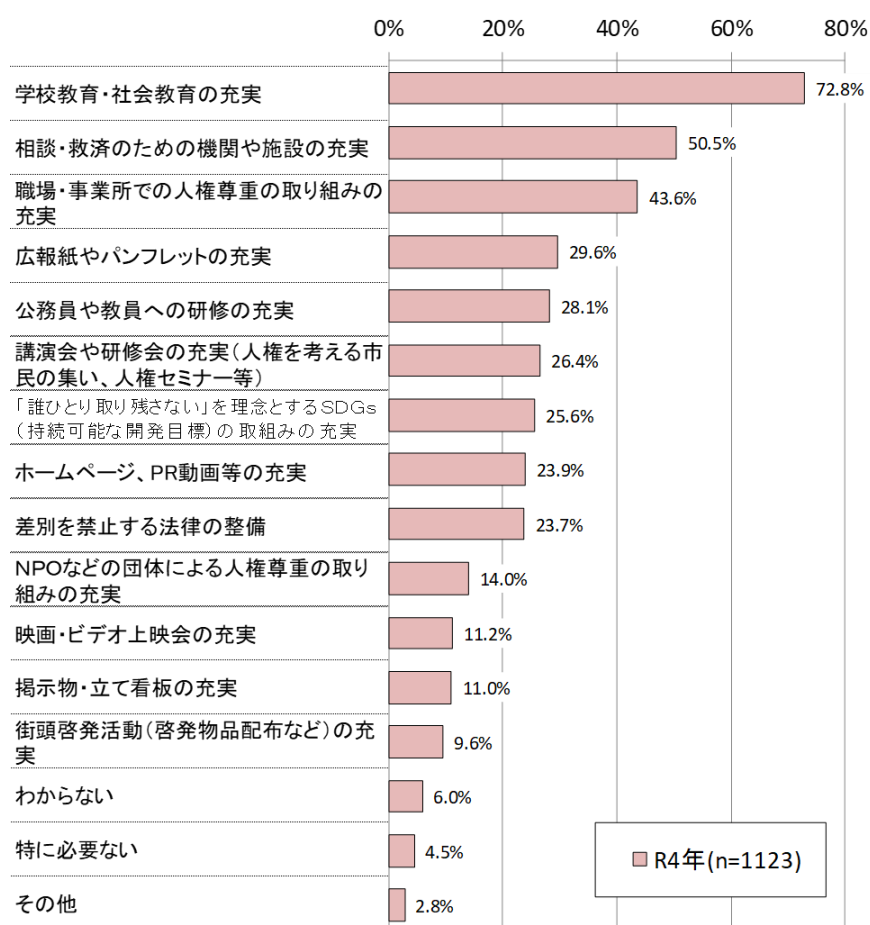
生活や価値観の多様化、個人の権利意識の高揚によって、人権についての重要性を多くの人が意識するようになってきました。人権問題が多様化する中で、積極的かつ継続的な人権意識を深めることが必要になっており、あらゆる場を通じて、人権意識を理解するための啓発活動を推進します。

令和4年の市民意識調査によると、「“人権のまち”をつくるためには、今後、必要なこと」という問いに、「学校教育・社会教育の充実」(72.8%) (平成29年61.5%)、次いで「相談・救済のための機関や施設の充実」(50.5%) (平成29年30.6%)、「職場・事業所での人権尊重の取り組みの充実」(43.6%) (平成29年31.0%)、が多くなっています。

本計画の基本理念である「こころ和み、みんな笑顔のあったか“とちぎ”」の実現を目指して、すべての人の基本的人権を尊重する施策を積極的に進めていく必要があります。

【市民意識調査】

問 “人権のまち”をつくるためには、今後、どのようなことを行う必要があると思いますか？



(1) 保育園・幼稚園・学校等

保育園・幼稚園・学校では、未来を担う子どもたちがバランスの取れた人権感覚を身に着ける重要な時期です。様々な人権問題に関わる差別意識の解消を目指し、教育活動の中に人権教育を適切に位置づけ、積極的に人権教育・啓発を推進します。また、家庭や地域社会と連携して、人権についての理解を深める学習や研修の機会を提供します。

また、いじめ、不登校、暴力、子どもの貧困、ヤングケアラー等の問題を抱える児童生徒に対する取組や支援が机上の理解にとどまることがないように、指導方法の研究・充実や、児童生徒の人権侵害に対する相談支援体制の強化に努めます。

【主な取組】

- | | |
|---------------|-----------------|
| ・発達段階に応じた人権教育 | ・指導内容・方法の改善及び充実 |
| ・家庭、地域社会との連携 | ・相談体制の充実 |

(2) 家庭・地域社会

家庭は、命を大切にし、人を思いやる心を育て、人間の尊厳を理解する最も身近な場です。特に子どもにとって、基本的な生活習慣やマナーなどの人格形成についての大切な場であるとともに、家庭で受ける愛情から生まれる自己肯定感を基礎として、自他共に尊重する心を育てる場であると考えられます。また、家庭の状況も多様化し、ヤングケアラーの問題も指摘されています。そのため、家庭で人権意識を身に付けることができるよう、多面的な支援の充実に努めます。

また、本来、地域社会は様々な人との関わりや実際の体験を通じて、豊かな人間性や社会性を育む場です。

近年では、単身世帯や外国人世帯が増加し、地域のコミュニティも多様化しています。SDGsの「誰一人取り残さない」社会を目指し、お互いの性別、文化、生活習慣等の違いを理解し、その違いを尊重し合うことで、みんなが幸せな社会へとつながります。本市では、市主催による人権講演会等の人権問題に関する講演会及び研修会を開催し、人権について学習し理解を深める機会の提供に努めます。

また、地域の団体による主体的な活動を支援します。

【主な取組】

- | | |
|-----------------|--------------|
| ・学習の機会及び情報提供の充実 | ・相談体制の充実 |
| ・関係機関との連携 | ・学校、地域社会との連携 |
| ・住民との協働 | ・各種交流事業の支援 |

(3) 職場

近年、企業・事業所等を取り巻く環境は大きく変化しています。世界的規模に広がる経済活動や人権意識の高まり、働き方改革への対応、女性活躍推進法の成立やSDGs等への取組、企業や事業所等は、その活動を通じて社会を構成する一員として社会的に責任を果たしていくことが重要視されています。

職場においては、雇用関係からパワハラやセクハラ等の各種ハラスメントを受けるケースが見られます。市民意識調査においても、外国人への処遇について問題視する声が上がっています。本市では、各種ハラスメントの排除や就労の機会均等、労働条件の整備等、不当な差別のない誰もが働きやすい職場環境づくりのため、企業・事業所等に対する人権教育・啓発活動を推進します。

特に、企業の経営者や人事担当者などが人権問題について正しい知識と理解を持ち、人権意識を従業員に啓発することが出来るよう職場内研修や啓発活動の実施を推進します。

【主な取組】

- ・情報提供の充実
- ・相談体制の充実

- ・啓発・研修活動の支援

3 人権に関係する特定職業従事者に対する人権教育・啓発の推進

特に人権に関わりの深い特定の職業従事者は、人権尊重についての理念を十分に理解した上で職務を遂行しなければなりません。そのため、様々な人権尊重に関する研修を通じて、人権教育・啓発の推進を図ります。

(1) 市職員

①行政職員

人権が尊重される社会を実現するために、市職員は「全体の奉仕者」である公務員として、日本国憲法に保障されている基本的人権の尊重を、業務の遂行を通じて実現することが求められます。職員一人ひとりが、人権に対する正しい知識を深め、業務において人権の尊重に配慮した主体的な行動ができるよう、職場研修や自己研鑽に努めます。

②消防職員

消防職員においては、消火活動や救急救命活動等、住民の生命、身体の安全や財産の保護に関わることから、人権に配慮した任務の遂行が求められます。そのため、人権教育・啓発に関する研修及び情報提供の充実に努めます。

(2) 教職員・社会教育関係者

学校等において人権教育の推進を図るためには、学校教育に関わる教職員・社会教育関係者が人権の尊重についての正しい知識を得るとともに、その指導や実践の方法についてさらなる研究と向上に努めます。また、行政・団体等と連携し、学校における児童生徒の人権侵害に関する問題の解決を図るための相談支援体制の充実に努めます。

(3) 医療・保健福祉関係者

医療従事者、保健師、ケースワーカー、民生委員・児童委員、社会福祉施設の職員等の医療や特定非営利活動法人などの福祉関係者は、人の生命や生活に深く関わっていることから、人間の尊厳を幅広く理解し、人権を十分に尊重した姿勢が常に求められます。業務に従事する上で必要な人権尊重についての理解を継続できるよう、人権教育に関する研修を推進します。

(4) マスメディア関係者

マスメディアを通じて様々な大量の情報が大多数の人に届けられ、それは日常生活に大きな影響を与えています。しかし、マスメディアの行き過ぎた取材や偏った報道等が個人のプライバシーや人権を侵害することが問題となっています。マスメディア関係者には、人権に配慮した取材・報道が求められます。一方で、第三者としての立場や大多数の人への情報を伝える特性を生かし、人権意識の啓発を進める広報活動も期待されており、適切な情報活用を図るための啓発に努めます。

4 計画のフォローアップ

本計画に基づく人権施策については、毎年度進捗管理を行い、「栃木市人権施策推進審議会」において検証し、その結果を施策の遂行に反映させるよう努めます。

また、本計画は国・県の動向及び社会状況の変化を踏まえた人権施策とするため、5年ごとに見直しを行っていきます。

【成果・活動指標】

第2次栃木市総合計画 単施策 6-1基本的人権尊重 6-1-1人権の尊重

施策区分	指標名	単位	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
6-1-1	人権講演会の参加人数のうち、重要な課題だと感じた人の割合	%	64.0	80.0
6-1-1	人権講習会、研修会等年間参加者数	人	1,930	4,000

施策区分	指標名	単位	現状値 (令和4年度) ※市民意識調査	目標値 (令和9年度)
—	日頃から人権を意識して生活している割合	%	78.5	88.5